はじめに

板橋一太(一般財団法人日本スポーツ仲裁機構 理事)

日本スポーツ仲裁機構(以下、「JSAA」という。)の執行理事を務めている 板橋です。JSAA 機構長の道垣内に代わり、ご挨拶申し上げます。

JSAA が主宰するシンポジウムは、本日で第7回目を迎えます。本日は、各 地から多数のみなさまにご参加いただきましてありがとうございます。

本日のシンポジウムは、文部科学省からご来賓として鈴木寛副大臣をお迎え しています。また本日は、メインゲストとして、世界ドーピング防止機構(以下、 「WADA」という。)の CFO(最高財務責任者)および Legal Director(法務部長) を務めておられる Olivier Niggli 氏(以下、「ニグリ氏」という。)をモントリオー ルからお招きしました。ニグリ氏につきましては、遠いところからご多忙の中 お越しいただき、感謝申し上げます。さらに、ニグリ氏のほかにも、それぞれ の分野でご活躍されている多様なパネリストのみなさまにご参加いただいてい ます。パネリストには、元オリンピアン、パラリンピアンのお二人も含まれて います。

さて、本シンポジウムのテーマは、「アンチ・ドーピング活動と仲裁による 紛争解決」とし、世界におけるドーピング防止活動の現状や課題について、法 的な観点を中心に、幅広く議論されます。

本シンポジウムの成功を祈りつつ、主宰者の挨拶とさせていただきます。

来賓挨拶

鈴木 寛(文部科学副大臣)

文部科学副大臣の鈴木寛でございます。日本スポーツ仲裁機構主催の「第7 回スポーツ仲裁シンポジウム」の開会にあたり、一言ごあいさつ申し上げます。 はじめに、WADA の最高財務責任者であり、法務部長でもあるニグリ氏につ きましては、日本にお越しいただき、心から感謝申し上げます。

私は、昨年からアジア代表のWADAの常任理事として、WADAの一員と なりました。ドーピング防止活動の推進によるクリーンなスポーツの実現を非 常に重要な課題と考えています。

日本において、本日のテーマであるドーピングに関連した仲裁判断は、これ までのところ、2件しか存在しません。しかし一方、スポーツ仲裁裁判所(CAS) では、年間300件の判断のうち、ドーピングに関連した仲裁判断が約3分の1 の100件を占めています。

日本では、過去に、CASにドーピング紛争の解決を求めたことがあります(CAS 2008/A/1452)。しかし、それには多大な費用と時間がかかったため、アスリートを保護しスポーツの振興を図る上では、もっと身近で簡便なわが国のスポーツ仲裁の仕組みを根付かせていくことが、大変重要であると考えています。

文部科学省は、本年8月にスポーツ立国戦略を策定し、その中でドーピング 防止とスポーツ仲裁を重要なものと位置づけており、ドーピング防止事業、ス ポーツ仲裁事業、およびマルチサポート事業に関し、来年度の予算として、過 去最高の238億円を要求しています。

また、現在検討中のスポーツ基本法の法案においても、ドーピング防止とス ポーツ仲裁を重要なものと位置づけています。

本日、WADA において CAS の仲裁判断の多くに関わってこられたニグリ氏 に講演していただけることは、大変時宜を得ており意義深いことだと考えてい ます。ここにお集まりのみなさまには、ぜひ有意義な意見交換を行っていただ き、本シンポジウムが実り多いものとなることを心からご祈念申し上げます。 また、本シンポジウムがスポーツ界におけるフェアネス(公正さ)やジャスティ ス(正義)に寄与するものとなることを心から期待しています。

最後に、本シンポジウムを企画していただいた、JSAAのみなさま方、関係 者のみなさま方、およびパネリストのみなさま方に心から感謝を申し上げ、私 からの挨拶とさせていただきます。

基調講演

Olivier Niggli (WADA CFO, Legal Director)

I. はじめに

WADAは、日本との協力関係を不可欠なもの と考えている。日本は、WADAのドーピング防 止活動に積極的に関わっており、アジア各国の模 範となるべき存在である。また日本は、自国の仲 裁機関を持っており、ドーピング防止活動の進ん でいる国でもある。

本講演では、まず、WADAの理念とその活動 を紹介する。次に、仲裁について話をしたい。

Ⅱ. WADAの理念とその活動

1. ドーピング防止の活動の必要性

(1)理想や価値観を守る意義

なぜ、ドーピング防止活動は必要なのか。な ぜ、クリーンなスポーツは重要なのか。

この理由の一つには、アスリートは、「ドー ピングをしないでスポーツをする権利」、すな わち、「公正な条件で競技をする基本的権利」 を有していることが挙げられる。

もう一つの理由には、理想やスポーツの価値 を守ることが挙げられる。日本のような伝統を 大事にする国では、スポーツを通じて若者や子 どもたちにその価値観を伝えることができる。 もし、スポーツを保護しなければ、その大切な 価値観を失うことになる。

ドーピング防止活動は、人体を守るという意 味だけではなく、理想や価値観を守るという重 要な意味も持っているのである。

(2)アスリートの周囲にある危険

アスリートは、影響力を持つ様々なものに囲 まれて日々生活しなければならない。例えばコ ーチ、スポンサー、エージェント、弁護士、ス ポーツ管理者、医者、セラピスト、競技のライ バル、親、教育者などの影響が挙げられる。ア スリートは、このような環境の中で、正しい意 思決定をしなければならない。

特に習慣あるいは文化として、ドーピングが 存在する場合は、問題である。現在、ドーピン グは、組織犯罪と深く関連しており、コカイン やヘロインなどの不正取引をしている人がドー ピングにも関わっている。アスリートがドーピ ングをするときには、必ず彼らとの関係が問題 となる。また現在は、模倣品なども簡単にイン ターネットで手に入る時代である。模倣品は、 偽物または有害物である可能性もある。

アスリートが意思決定を行う際には、こうし た社会とアスリートとの関係を無視することは 難しい。現代は、アスリートにとって大変な世 の中であるのだ。

2. WADAの理念

(1)WADA設立の経緯

WADAは、上述のことを考慮し、1999年に 設立された。その目的は、世界中でドーピング 防止活動を行い、harmonization(調和)のと れた状態を実現することにある。

WADA設立の大きなきっかけになったのは、 ツール・ド・フランス1998で、フェスティナチ ームがドーピング違反で捕まった事件である。 この事件により、自転車競技での組織的なドー ピングが明るみになった。その後、自転車競技 だけではなく、あらゆるスポーツでドーピング が行われてきたことが判明した。

各国政府は、スポーツがドーピング防止活動 をしていなかったことを不満に思ったことか ら、1999年11月、国際オリンピック委員会(IOC) が開催した、スポーツにおけるドーピングに関 する世界会議において採択されたローザンヌ宣 言に基づき、IOCが発起人となってWADAが 設立された。

ドーピング防止活動は、スポーツと政府双方 の協力がなければ、その目的を達成できない活 動である。WADAの革新的な点として、スポ ーツ界と政府がそれぞれ50%ずつ出資している 点がまず挙げられる。理事会も、スポーツ界と 政府双方の代表者から構成されている。すなわ ち、WADAは、「政府とスポーツ界が対等な立 場で協同努力する組織」であると言うことがで きる。

(2)WADAの機関

WADAは、理事会や常任理事会以外にも、 様々な機関を設置している。

その中でも、特にアスリート委員会は重要な 位置づけにあるといっても過言ではない。なぜ なら選手の声を活動に反映させることが重要だ と考えられているからである。

WADAはアスリート委員会の他にも、科学 委員会、医療健康研究委員会、財務委員会を設 置している。またその他に、特定の目的のため の委員会が設置されることもある。

本部は、モントリオールにあり、現在17カ国 60名の職員が勤務している。また東京など各地 に、海外事務所も置いている。

(3)WADAの活動

- ①WADA規程の遵守 世界ドーピング防止規程(以下、「WADA規 程」という。)が遵守されているか、すなわち、 全てのアスリートに対して同規程が等しく適 用されているかを監視する。
- ②Prohibited List(禁止表国際基準)の作成 禁止表国際基準を作成し、何が許され何が禁 止されているかを公表している。また分析機 関に出資し、新しいドーピング物質の検出お よび既存の検査方法の改善を行っている。
- ③ドーピング防止活動の普及

ドーピング防止活動は、世界的に行われるこ とが重要であるという考えの下、WADAは ドーピング防止プログラムのない国で、ドー ピング防止活動を行っている。日本のように 優れたドーピング防止プログラムのある国の アスリートが、それがない国のアスリートと 競争することは、あってはならないのである。 ④アスリートの教育・啓発活動

大きな競技会開催時に、アスリートに対する アウトリーチ活動を行っており、アスリート に正しい価値観を伝えようとしている。

- ⑤一般教育·啓発活動
- アスリート以外の一般の人たちに対し、教育・ 啓発活動を行っている。そのために、教材を 作成し、それを様々な関係者及び関係団体と 共有している。特に、ジュニアのアスリート やそうでない子ども達に対して、正しいドー ピング防止活動の価値観を伝えようとしてい る。

⑥ITシステムADAMS の開発

ADAMS(Anti-Doping Administration Management System)を介して、ドーピング 防止活動のモニタリングやマネジメントを行 っている。

⑦警察・税関等との協力

警察・税関等の法執行機関との協力活動を推 進する。

(4)スポーツ界と政府双方の協力の必要性

ドーピング防止活動は、スポーツ界と政府双 方の協力がなければ達成できない。

競技団体をはじめとするスポーツ界は、アス リートに対する管轄を有しているが、アスリー トの周囲の人間に対しては管轄を有していな い。

そこで、アスリートの周囲の人間に対しても ドーピング防止活動をするためには、政府の協 力が必要である。スポーツは国際的な広がりを もち、世界中から選手が集まってくるため、国 家としての活動が必要になる。たとえば政府は、 模倣品の規制や税関での取り締まり等を進める ことができる。また政府は、学校に通う子ども 達に対して教育を行う責任を有している。

スポーツと政府は、互いの役割を果たすため に、対等な関係を結んでいるのである。

3. WADA規程の遵守

(1)WADA規程の適用範囲

現在、630の機関が、WADA規程の署名当事 者となっている。また、146の政府が、「スポー ツにおけるドーピングの防止に関する国際規 約」を採択しており、世界人口の92%が同条約 の効力の下にある。この条約は、ドーピング防 止分野における初めての世界的規模の政府間の 合意である。

WADA規程は、調和を達成する上でとても 重要な役割を果たしている。WADA規程によ り、同じ違反行為が行なわれた場合、日本のア スリートに対しても、フランスのアスリートに 対しても、同じ制裁を課すことができる。

(2)WADA規程の改定

WADA規程は、4、5年に一度改定されてい るものの、ドーピングの方法は素早く変化して いくので、それに追いつかなければならない。 そこで、Technical documents(技術的文書)は、 短期間で改定されている。

(3)WADA規程の遵守の保障

WADAは、利害関係者がWADA規程を遵守 するように、WADA規程の遵守を保障する活 動を行っている。それは、以下の3つのステッ プで行われる。

第一のステップは、受容である。日本でい えば、財団法人日本アンチドーピング機構 (JADA)や各競技団体等が、WADA規程をル ールとして受け入れることが必要である。

第二のステップは、WADA規程を遵守す ることである。遵守とは、ルールを作成し、 WADA規程の改定に対応することを意味する。 WADAは、それを支援するため、各国ドーピ ング防止機関や各競技団体が作成した規則が WADA規程に適合しているかどうかを確認す る作業を行っている。

第三のステップは、アンチドーピング・プ ログラムが機能しているかどうかを確認する ことである。その理由は、ルールが存在して も機能していなければ意味がないからである。 WADAは、各国ドーピング防止機関の決定を 注視しており、決定がWADA規程に違反して いると考えた場合には、CASに上訴している。 また、各競技団体ともオンラインで結ばれてお り、各競技団体のWADA規程の遵守の程度を 評価している。さらに、遵守の程度に関する報 告書を出しており、2011年11月に報告書を出す 予定である。 (4)WADA規程遵守のインセンティブ

WADA規程を遵守していない団体がある国 は、IOCや国際競技連盟により、大きな競技会 に参加することができないとされる可能性があ る。

また、IOCのオリンピック憲章によれば、 WADA規程を遵守しない競技団体はオリンピ ックに参加できないとされている。

こうして、各競技団体には、WADA規程を 遵守するインセンティブが生じている。

(5)調和

WADA規程の制定前は、各国それぞれが独 自のルールに基づきアンチドーピング活動を行 っており、混沌とした状況にあった。アスリー トにとってフェアな状況とは言えなかった。

そこで、WADA規程が2004年に制定され、 さらに2009年には改定もなされた。その結果、 各国間および各競技間で調和が進んできてい る。

(6)国際基準

ドーピングの分野は技術的な分野であ るから、WADA規程の下に、いくつかの International standard (国際基準) という技 術的文書が作成されている。

 TUE (Therapeutic Use Exemption:治療目 的使用に係る除外措置に関する国際基準)

医療用の薬を飲まなければいけないアスリ ートについては、除外措置が認められている。

- ②Laboratories(分析機関に関する国際基準) 分析機関は、信頼に足るものでなければならない。そこで、分析機関が従わなければならない手続きが明確かつ厳格に規定されている。
- ③Testing (検査に関する国際基準)

検査の実施方法が定められている。

④Prohibited List (禁止表国際基準) 毎年改定され、どの物質が禁止され、どの 物質が禁止されていないかを公表している。 特に重要な国際基準といえる。

⑤Protection of privacy and personal information (個人情報保護に関する国際基 準)

ヨーロッパ諸国の強い要望により、2009年 に作成された国際基準である。これまでは、 個人情報保護に関し、多くの国では保護規定 がなく、一部の国のみ保護規定があるという 状況であった。しかし、この国際基準の策定 により、世界規模での個人情報保護に関する 調和が進んでいる。

それでも個人情報保護が不十分であると主 張するヨーロッパの国もある。しかし、少な くともこれまで個人情報保護規定がなかった 国に対し、保護を提供している点で、意義の あることだと考えている。

(7)居場所情報の提供

居場所情報の提供は議論を呼んでいる問題で ある。2009年改定以前のWADA規程では、一 部の競技のアスリートは、24時間、自らの居場 所情報を提供することが要求されていた。また、 当該アスリートの競技レベルは問題とされてい なかった。

一方、2009年改定後のWADA規程では、ア スリートは1日1時間だけ居場所情報を提供すれ ばよくなった。さらに、居場所情報の提供が求 められているのは、トップレベルのアスリート に限られており、国内レベルのアスリートはそ の対象ではなくなった。WADAは、居場所情 報の提供は、トップアスリートの制約の一つで あると考えている。

WADAは、登録された1時間については確実 に検査できることはもちろんのこと、登録時間 外についても検査をすることができる。ただし、 後者の場合、アスリートを発見できなくても、 仕方がないことになった。

24時間から1時間を引いた23時間はとても長い時間である。23時間あればドーピングをして、 さらにクリーンになることもできると主張する 科学者もいる。

アスリートは、ITシステムADAMSによって 居場所情報を登録することができる。たとえば、 渋滞に巻き込まれ、1分前に居場所情報を変更 したいときは、携帯電話を使って登録を変更す ることもできる。 居場所情報義務違反が18ヶ月の間に3回累積 すると、ドーピング違反となる可能性がある (WADA規程のドーピングの定義4参照)。3回 の猶予が与えられている点で、改定前と比べ緩 和されたといえる。3回検査を受けないという ことは何かを隠していると思われても仕方がな い、ということである。

居場所情報の提供の問題の一つに、団体競技 の問題がある。団体競技の場合、チームの練習 場所についてはは、コーチが管理しているので、 個人で居場所情報を管理することはできない。 そこで、チームの居場所情報については、チー ムのコーチが管理することになっている。ただ し、怪我や休暇、病気等の理由でアスリートが 個人単位で行動する場合は、アスリートが個人 として責任をもって居場所情報を提供しなけれ ばならない。

WADA規程の改定により、全ての競技のア スリートに対し、居場所情報の提供義務が課さ れるようになった。自転車競技のアスリートは、 これまで24時間・週7日居場所情報を提供しな ければならなかったので、自転車競技のアスリ ートからは不満の声はない。一方、テニスやサ ッカーの選手は、これまで居場所情報の提供が 義務付けられていなかったので、居場所情報の 提供は、個人の権利を侵害していると批判があ る。

もっとも、多くの競技団体は居場所情報の提 供の実施に好意的である。クリーンなスポーツ の実現のためには、選手自身がドーピングをし ていないことを証明しなければならず、そのた めにはある程度の犠牲を払う必要があるからで ある。

居場所情報の提供に対してそれほど大きな批 判はないので、これからも実施し続けていくつ もりである。

WADAとしては、居場所情報の提供に関し て、ドーピング防止機関や各競技団体に対する 説明を行い、誤解を正すことが重要であると考 えている。

(8)ドーピング検査

ドーピング検査は、重要な活動の一つである。

2003年以来、テストの件数は倍増している。

WADAの認定分析機関で検査が行われる と、陽性反応が出たケースについては、必ず WADAに報告がなされている。この仕組みに より、WADAは、陽性反応が出た事例を常に 把握することができる。

4. 利害関係者の支援活動

(1)プログラム設置の支援

WADAは、利害関係者に対し、アンチドー ピング・プログラムの設置のための支援活動を 行っている。自国のドーピング防止活動を整え ることが重要であることはもちろん、近隣諸国 がドーピング防止活動を行っていることも重要 だからである。

国際レベルの競技会では、競技会当日に検査 するだけではなく、それまでにどのような準備 をしてきたかも重要視とする必要がある。そこ で、アスリートに対するドーピング検査は、こ れを日常的に行う必要がある。

(2)地域レベルのドーピング防止機関

多くの国は、財政的に他に優先すべきことが あるので、自国のドーピング防止機関を有して いない。そこで、WADAは、各国オリンピッ ク委員会や政府と協力し、地域レベルのドーピ ング防止機関を設立しようとしている。

地域レベルのドーピング防止機関のメリット は、費用抑制、費用対効果の向上、およびドー ピング防止活動の普及である。

(3)大国への支援

WADAは、2016年にリオデジャネイロでの オリンピック開催を控えているブラジル、イン ド、2014年にソチでのオリンピック開催を控え ているロシアなどの大国のドーピング防止活動 を支援している。

特に、ロシアにはドーピング文化が存在して いるので、すみやかに支援する必要がある。

(4)アンチドーピング・マップ

WADAは、これまで述べた活動により、ド ーピング防止活動を広げようとしている。 世界地図を見ると、自国のドーピング防止機関 を持つ国と、アフリカ・アジア・東欧・中南米 などのそれがない国・地域がある。後者の国の アスリートに対しても、国際レベルの競技会に 参加する前に、ドーピング検査を行うためには、 地域レベルのドーピング防止機関の設立が必要 である。

また、支援を必要としているドーピング防止 活動の先進国もある。WADAはそうした国に 対し、アンチドーピング・プログラムを提供す るなどして、ドーピング防止機関を支援してい る。

5. 教育・啓発活動について

(1)教育・啓発活動の意義

正しい価値観を伝え、長期的な意味での成功 をおさめるためには、子ども達に対する教育・ 啓発活動が必要である。

アスリートは、周囲の人間の様々な影響の中 で、自らの価値観にしたがって、正しい決定を しなければならない。その価値観は、教育・啓 発によって植えつけられるものである。

(2)教育・啓発活動の内容

そこで、WADAは、競技会で教育・啓発活 動を行っている。また、政府と協力し、学校の カリキュラムにドーピング防止の要素を取り入 れることを提案している。

教育・啓発用の冊子も作成している。冊子の 指示にしたがって、意思決定を行うと、一定の 結果に辿りつくようになっている。良い結果に 辿りつくときもあれば、そうでないときもある。 この過程を通じて、子どもたちに、自分の行動 が正しいかどうかを考えさせている。

また、ユネスコと協力し、パイロット・プロ ジェクトを行っている。

(3)アスリートに対するアウトリーチ活動

アスリートに対するアウトリーチ活動の一環 として、アスリートにコンピュータプログラム を提供している。高得点を取ると、賞品をもら うことができる。この活動は、2010年のシンガ ポールでのユースオリンピックで大成功をおさ めた。このコンピュータプログラムは、10ない し20以上の言語に翻訳されている。

(4)メッセージの重要性

オリンピックに出場するアスリートでさ え、ドーピング防止教育を受けていなければ、 ドーピング防止活動を知らないことがある。 WADAとしては、彼らにメッセージを発する ことが重要であると考えている。

6. ADAMSの役割

(1)ADAMSの意義

ADAMSは、アスリートの居場所情報を確認 し、また分析機関の情報を確認するためのIT システムである。世界中で機能しており、あら ゆるところで情報交換をすることができる。ア スリートだけでなく、ドーピングコントロール オフィサー (DCO) も情報を確認することが できる。ADAMSは、WADA提携団体に対し て無料で提供されている。

現在のADAMSは、過去のものと比べ、飛躍 的に改善されている。これまでは、個人情報は、 保護されない状態で交換されていたが、現在は 保護された状態で交換されている。

(2)アスリート委員会の役割

もっとも、アスリートからは、ADAMSの使 い勝手が悪いという声があがっているので、現 在も、改善を進めている。

アスリートはドーピング防止活動の中心であ る。われわれは、アスリートに平らな土俵で精 一杯戦ってもらうために活動している。日本か らは、田辺陽子氏と鈴木大地氏にWADAのア スリート委員会の委員を務めていただいてい る。本委員会は、アスリートの要望に応える上 で、重要な役割を果たしている。

7. WADA規程の主要な改定点

WADA規定は、2009年に改定された。主要な 改正点は、制裁の柔軟化である。制裁は、警告・ 譴責から4年間の処分までと幅が持たされること になった。

また、これまでは居場所情報の提供の対象とな っていなかった選手に対しても、居場所情報の提 供が課されるようになった。競技間の調和がはか られたといえる。

また、税関・警察による調査及び捜査も重要で ある。

そして、いくつかの条文規定により、誰がどの ような経緯で、どのようなネットワークでドーピ ングを行ったのかを明らかにすることによって、 情状酌量による制裁の軽減が可能となっている。 この制裁軽減のインセンティブにより、アスリー トではなくその周辺にいた不正取引業者を摘発す ることも可能となる。また、アスリートはドーピ ングを行ったことに関して何ヶ月も否認し、最終 的に有罪判決を受けてからドーピングを告白する こともあるため、制裁軽減のインセンティブを与 えて早めに告白することを促している。

また、教育プログラムの実行を義務化している。 さらに、ユネスコ条約の批准も義務化された。

8. 違反行為について

規定を見ると、様々な違反行為があることが分 かる。典型的なのは、いわゆる「物質の存在」と いうものである。これは、検査の結果、陽性反応 が出て、禁止物質が体内から検出されたというこ とである。

次に、「不当な改変」というものもある。これは、 ドーピング検査のプロセスに不当に介入したとい うことである。たとえば、ビンに異物を混入させ て分析ができないようにしてしまうことや、ビン を床に投げつけて分析ができないようにしてしま うことなどである。

次に、「検査拒否」というものもある。たとえば、 検査官が訪ねてきて検査をしようとしたときに、 裏口から逃げてしまうというようなことである。 また、「居場所に関する違反」もありうる。たと えば、アスリートが検査官に間違った居場所を教 えるといったことである。

次に、「使用の違反」ということもありうる。 これは物質の存在の問題ではなく、物質は使っ たけれども体内からは検出されないというケ ースである。このような違反を捕捉するために Biological passport、すなわち、縦断的なパラメ ーターというものを用意している。ある一定期間 を置いて経時的にドーピングを追跡することによ り、一度検査にひっかからなくても、経時的、縦 断的にドーピング違反を捕捉することが可能にな るのである。

さらに、「不正取引」も禁止されている。不正 薬物の転売や保有が違反行為に該当する。

その他にも、尿検査の陽性反応以外の証拠によ り立証される6つの違反行為がある。このような 違反行為については、税関や警察の協力なしに 我々の力だけで証拠を収集することが困難である ため、税関や警察との協力も必要となってくる。

9. 制裁の選択について

制裁には、譴責という処分から4年間の処分ま で幅がある。これは、物質の特定がされているか 否か、初犯なのか再犯なのかによっても異なりう る。また、どのくらいの責任があったのか(重篤 な責任であったのか)という事情によっても異な りうる。

さらに、いわゆる「過失の程度」が問題となる。 これは個別の事情の話ではない。たとえば、アス リート側の口実として、母親が病気で気が滅入っ ていたから薬を飲んでしまったというような説明 は通らない。アスリート側から、十分注意してい たがサプリとしてうっかり飲んでしまったとか、 コンタミネーション(混入)があったなどの事情 説明がなされた場合、どの程度の過失があったの かが議論される。

また、「実質的な支援」というものもある。た とえば、アスリート側が禁止物質のサプライヤー の名前を明らかにすれば、制裁が軽減されるとい うものである。これにより、制裁の3分の2まで軽 減が可能である。これは、アスリートに捜査に全 面協力するインセンティブを与えるものである。

逆に、「加重事情」というものもある。長年に わたって禁止物質を使用していたとか、非常に重 篤な事件を起こしてしまったことにより、制裁が 加重されるような場合である。

10. 違反行為の捕捉方法について

違反行為を捕捉するためには、「ドーピングコ ントロール」というものが非常に重要である。し かし、ドーピングコントロールのみで全ての違反 行為を捕捉することは不可能である。たとえば、 マリオン・ジョーンズは200回ものドーピング検 査を行ったが、何度行っても陽性反応は出なかっ た。このように、伝統的なドーピング検査には限 界があり、ドーピング検査のみで問題を解決でき るとは限らないのである。

では、どうすればよいか。もちろん、検体を再 検査することは可能である。アスリートが絶対に 検出不可能なものを飲んでいると思っていても、 我々には8年間の時間的余裕があるため、再分析 をすることができる。また、「アスリートパスポ ート」というものがある。これは経時的・縦断的 なテストであり、パラメーターを一定の時間的範 囲で設定し、追跡していくという試みである。さ らに、アスリート本人ではなく、その周りにいる 支援者、競技者支援要員といった取り巻きの人々 もドーピングに関与しているかもしれないため、 これを監視する必要がある。

11. 警察・税関等との協力について

ドーピング防止機関は様々な権限を有している が、警察や税関の代わりをすることはできない。 たとえば、盗聴、尾行及び違反者の身柄を確保す ることはできない。そこで、政府、ADO (Anti-Doping Organization), NADO (National Anti-Doping Organization)、警察、税関等との協力が 必要となる。もっとも、そのためには法的な根拠 が必要である。上記のような機関と情報交換をす る場合、たとえば、警察は安易に競技団体と情報 共有することはできないから、その権限を基礎づ ける法的根拠がなければならない。したがって、 政府に法案を通してもらうように働きかけること が必要となってくる。そして、アスリートの周り にいる競技者支援要員の人たちに対しても警察・ 税関が捜査できるように権限を認め、NADOと 警察が情報交換できるように法的権限を与える立 法を行うことが必要である。

オーストラリアでは、すでにこのような試み がなされており、非常にうまくいっている。現 在、オーストラリアのドーピング違反案件の70% は、いわゆる伝統的なテストではなく、警察や税 関との連携による情報収集によって摘発されてい る。また、アメリカの場合、警察の協力を得て、 約100の秘密研究所が摘発されている。さらに、 CASが最近扱ったスペインでの事件では、なか なか証拠を収集することができずにいたところ、 イタリアの司法当局と協力することができ、彼ら のおかげで証拠を収集することができた。これら のことからも分かるとおり、警察や税関に捜査権 限や情報交換を行うための適切な法的根拠を与え ることが重要である。

Ⅲ. 仲裁について

1. 総論

仲裁は、ドーピング防止に関するプロセスの中 で非常に重要である。WADA規程の中でも、仲 裁はドーピング防止に関する唯一の紛争解決の方 法であると規定されている。

まず、不服申立ての範囲であるが、できるだけ 広範囲の紛争を対象とすることにした。どのよう な紛争であってもこの条文で捕捉できるようにし ているのである。したがって、この規定の下では、 実体的な問題であっても、手続的な問題であって も、すべて対象に含まれ、仲裁を受けられるよう になっている。

次に、仲裁には、国内レベル(国内のスポーツ 紛争仲裁機構)と国際レベル(CAS)という二 つのレベルがある。とくに、国内レベルでの決定 は重要である。国内レベルで良い決定が出るの であれば、アスリートはCASに提訴せずに済み、 時間の節約、お金の節約の観点から望ましい。ま た、国内レベルで自分の運命がすぐに分かるので あれば、自分の立場が宙に浮かず、望ましいわけ である。もっとも、もし、アスリート側に不服 があるのであれば、さらにCASに提訴できると いう形になっている。つまり、CASがスポーツ 界における最高裁のようなものとなっているので ある。CASからさらにスイスの最高裁判所へ上 訴することもできるが、同裁判所が受け付ける事 件は非常に限定的なものとなっている。つまり、 WADA規程の下で、大半の責任を持って上訴を 受けるのはCASということになる。したがって、 CASの決定については一貫性を確保することが 至上命題となる。

2. 仲裁の利点について

仲裁には様々な利点がある。まず、迅速な紛争 解決が可能という点である。民事裁判所に提訴す ると、紛争解決までに長い時間がかかってしまう。 トップアスリートのキャリアを考えると、そのよ うな時間的余裕はない。また、ドーピング違反を 行った張本人がいることが確実なのに、判決がな されないまま事件が長期間に渡って宙に浮いた状 態になるということも問題である。

次に、コストが廉価であるという点である。通 常の民事裁判にかけるよりも仲裁のほうがコスト が安く済み、アスリートにとって望ましい。

また、質の高い決定を得られるという利点もあ る。裁判官は毎日異なる事件を裁いているが、仲 裁においては当該事件に詳しい専門家が集まって 仲裁人となっているため、裁判所に提訴するより も質の高い仲裁決定を期待することができる。

3. 仲裁に関する問題点について

いくつか問題点もある。まず、アスリートは、 仲裁を受け入れざるを得ないのではないかという 問題がある。すなわち、アスリートが仲裁を拒否 すると、以後スポーツができなくなってしまうた め、仲裁を行うか否かというアスリートの選択の 自由が奪われているのではないかという問題であ る。

また、CASが解決しなければならない問題も ある。まず、常に内容的に質の高い仲裁決定を下 すため、有能な仲裁人を選出しなければならない という問題である。ドーピング防止の問題は複雑 であるし、技術的であるため、仲裁人はかなりの 訓練を積むことが必要となる。そこで、CASと しては、常に世の中の流れについていけるような 仲裁人を用意するため、必要な教育等を提供して いる。

次に、事件のマネジメントに関する問題がある。 我々としては、事件をできるだけ早く裁いてほし いと考えている。迅速処理、すなわち、スピード 感が重要である。したがって、管轄権や仲裁協定 など予備的な問題については、効率的に扱わなけ ればならない。しかし、近時の傾向として、当事 者が多くの資料を要求するようになってきてい る。もちろん、関連資料の提供を受ける当事者の 権利を尊重することは必要であるが、相手方に対 して延々と資料を要求し続けるというのはいかが なものかと考える。資料の要求が仲裁の引き伸ば し作戦に利用されてはならない。やはり、迅速に 仲裁決定を下すためには、当事者に時間軸を尊重 してもらわなければならない。

さらに、コストも問題である。最近、CASが 64.1というルールを改正した。この改正により、 国内レベルの機関(日本でいえばJADA)が下し た決定に不服がある場合、無料でCASに上訴す ることはできなくなった。国際競技連盟が下した 決定であれば無料で上訴することができるが、そ の他のものは有料ということになったのである。 我々は、CASに対して、このようなルールはフ ェアではないと主張している。

次に、アスリートが勝訴した場合に得られる金額はいくらかという点も明らかにしなければならない。我々としては、金銭的に余裕がないアスリートが敗訴した場合には、それまでにかかったコストは小さいであろうから、それを負担せよと命じてもそれほど失うものは大きくないが、 NADOやWADAの年間予算を上回るほどの収入のある裕福なトップアスリートにはお金を使って どんどん先延ばしにしようとする者もいて、仲裁にかかるコストも増えるから、最終的にこのような者が敗訴した場合には、公平の観点から、それ までにかかったコストを回収できるようにするべ きである、と考えている。

最後に、前例の一貫性も重要である。CASと しては、できるだけ一貫性を持った前例を出して いきたいと考えている。すなわち、いわゆるスポ ーツ法と言ってもいいような、将来の仲裁にとっ ての一定のガイドとなるようなものを蓄積してい きたいと考えているのである。

4. むすび

ドーピング防止においては、ドーピングに関す る教育、ドーピング検査、ドーピング違反事件に おける警察・税関との協力が重要である。また、 公平性を担保するために仲裁を利用することも重 要である。各国の仲裁機関およびCASが、アス リートが本当にフェアな処遇を受けたかどうかを 判断するのである。そして、CASが最終機関で あるから、CASにおいてあるルールが適切でな いと判断されれば、そのルールは改正されること になる。したがって、強力で、効率の良い、公正 なシステムを担保することが重要である。ドーピ ングの対策は公正に、高潔性をもって、一体感を もって行っていきたい。バイアスや偏見をもつこ とはしたくない。この点、日本は既にとても良い 制度を持っており、非常に恵まれているといえる。

パネルディスカッション

1. 日本におけるアンチドーピング活動

浅川伸

(財団法人日本アンチドーピング機構事務局長)

(1)日本におけるドーピング防止活動の現状—分析 機関、仲裁機構について

ドーピング防止活動は、スポーツの中におい て、これまでいわゆる「縁の下の力持ち」とか、 または「影の〇〇」というような位置づけが多 かった。

日本には、ドーピング分析の分野においてア ジアで最初に認定された分析機関である、三菱 化学メディエンスが存在しており、現在の世界 レベルでも非常に高い水準での分析サービスを 提供している。この会社が国内または近隣国で 採取されるサンプルについて高いレベルでの分 析を行っているということで、WADAからも 非常に高い評価を受けている。

JSAAに関しては、毎年恒例となっているア スリートの権利を守るためのシンポジウムを開 いてもらうなど、スポーツ界に対して様々な面 でのサポートを得ている。

(2) JADA活動

アンチドーピング界においては、分析、アス リートの権利を守るための仲裁、その他のドー ピング防止活動、という三本柱がある。JADA は、ユネスコ条約を背景として、文部科学省か ら非常に理解のある広範囲な支援を受け、また、 具体的な方針を打ち出してもらった。これによ り、JADAの活動は非常に具体性をもって進め られる状態となってきている。また、スポーツ 振興くじのサポートを受けながら、国内におけ るドーピング防止活動は、アジア地域では類を 見ないほど充実した内容で推進されている。

(3)ドーピング防止活動における新しい試み

早川:ニグリ氏は、基調講演の中で、ドーピン グ防止活動というものについて、ある種の犯罪 との戦いだというように定義付けている。これ は、従来の活動、すなわち、アスリートが禁止 薬物を使用し、尿検査で陽性反応が出た場合に、 これを検挙するというものではない。むしろ犯 罪組織のようなものをターゲットとして、原因 を元から絶つような活動である。たとえば、輸 入されてくる禁止物質について追跡していく、 警察と連携していく、というような方法である。 さらに、血液ドーピングのような新しいドーピ ングについては、アスリートに生体パスポート を持たせて追跡するなど、非常に新しい試みが 次々に紹介された。日本でも同様に、たとえば 犯罪組織に対してIADAが警察と連携して動く ようなことは行われているのか。

浅川:今現在は、さすがにそこまでのことは JADAの活動内容となっていない。しかし、今 後、そういったことを検討することも必要な時 代になってくるのではないかと考えている。

2. 日本ドーピング防止規律パネルの役割

宍戸一樹

(弁護士、日本ドーピング防止規律パネル委員)

(1)自己紹介

宍戸氏は、弁護士であり、日本ドーピング防 止規律パネルの委員でもある。

日本ドーピング防止規律パネルとは、定義に よっては仲裁にあたる。すなわち、あるアスリ ートに陽性反応が出たからといって、自動的に そのアスリートがドーピング違反になるわけで はなく、IADAがいわば検察官というような形 で、中立公正な裁判官あるいは仲裁人であると ころの規律パネルという組織の下で、判断を仰 ぐことになる。その場合、アスリートは被告の 立場に立つ。つまり、規律パネルは、裁判類似 の形式の中で、中立的な立場から規則のルール に従って、果たしてそれがドーピング違反に問 われるか否か、さらには、制裁期間が何年にな るかということを判断する。その役目を担って いるのが規律パネル委員である。そして、も し、規律パネルの判断に不服があれば、さらに、 ISAAのほうに不服申立てがなされるという構 造になっている。

(2)規律パネルの役割

我が国におけるドーピングの制度に は、3つの段階がある。①Acceptance、② implementation、③complianceという3つ の段階である。宍戸氏は、まず、そのうち implementationという2番目の段階、すなわ ち、JADA規程の実施の段階に関わった。そし て、現在は、complianceという3番目の段階で、 JADA規程に基づいて第一審の裁判官的な役割 を宍戸氏は担っている。宍戸氏が2007年に日本 ドーピング防止規律パネルの委員に就任してか ら、2010年10月14日現在まで、JADA規程に関 して合計23件の違反事例があった。これらの事 例を宍戸氏と早川氏が1件ずつ分担して処理し ており、それぞれ10件程度の処理経験がある。 宍戸氏の立場はあくまで第一審の裁判官である が、第一審の裁判官がしっかりしていれば、当 事者は上訴をする必要がなく、結果的に迅速・ 経済的な事件処理をすることができる。ただ、 WADAは、現在、CASに対して年間約100件の 上訴をしているため、宍戸氏らは、日々の判断 結果についていついかなるときにWADAに上 訴されるかビクビクしながら判断をすることも ある。

(3)日本における「うっかりドーピング」

宍戸:日本では「うっかりドーピング」という ものが非常に多い。たとえば、競技者が故意で はなく、たまたま飲んだ風邪薬でドーピング検 査に引っかかってしまったというケースであ る。WADAは、このような日本の小さなケー スについても、WADA規程上、上訴する権利 があるとされているが、全件チェックしている のか、どこまで本気で日本のケースを見ている のか。ニグリ氏に伺いたい。

早川:前提として、日本の規律パネルで下され た判断は、一審の判断であるが、全て「アダムス」 を通じて英語で全世界に発信されている。また、 JSAAで出された判断についても、英訳されて WADAに報告されている。

- ドーピング該当性判断の難しさ
 一我那覇ケースを通して
 小寺彰(東京大学教授、CAS仲裁人)
- (1)自己紹介

小寺氏は、東京大学教授である。また、CAS の仲裁人でもある。我那覇選手対Jリーグのド ーピングケースで仲裁人を務めた。それ以外に、 トリノオリンピックの臨時仲裁本部で、血液ド ーピングのケースを扱った。また、長野オリン ピックの際にも、直接関与したわけではないが、 スノーボードのマリファナドーピングのケース に携わった。

(2)我那覇一樹選手のケース

あるアスリートがドーピングを行っていない にもかかわらずドーピングの扱いを受けると、 大会への出場権剥奪、メダルの剥奪等の処分が あり得る。したがって、様々なドーピングケー スを扱う中で、仲裁人として感じるのは、ドー ピングに当たるか否かの判断は極めてデリケー トなものであるということである。例として、 我那覇ケースを挙げたい。

我那覇氏が、練習中に高熱を発した。そし て、チームドクターに見てもらったところビタ ミン点滴を勧められて、これを受けた。この点 滴は、ドーピングを隠す、つまりマスキング薬 として禁止されているものであった。そこで、 その直後にチームドクターがTUEを申請した。 このTUE申請が不備であったということが問 題の起こった原因の一つである。さらに、我那 覇氏が点滴を行ったことについて、日本のスポ ーツ医学関係者は医療上適切な措置であったと いう判断をしていたが、他方、アメリカのスポ ーツ医療の専門家の教授は、それは不適切な治 療であったという判断をしていた。この事件で 我々が考えたことは、この状況の下で、我那覇 氏はいったいどのようなことをなし得たのかと いうことである。我那覇氏は、高熱を発してチ ームドクターのもとに運ばれ、チームドクター に勧められて点滴を受けたが、そのような状況 が医療上適切かどうかということについて、我 那覇氏に医学的な知識はなかった。しかも、直 後のTUE申請が不備であったということにつ いても我那覇氏に責任があるわけではなく、も っぱら責任があるのは、チームドクターであっ た。それにもかかわらず、我那覇氏はドーピン グを行ったということで出場停止の決定が下さ れた。このケースでは、WADA規程ではなく、 Jリーグの規則に基づいて制裁が行われた。Jリ ーグ規則のドーピングに関する制裁は、ドーピ ングについて「制裁を科すことができる」とい うものであって、「制裁を科さなければならな い」というものではない。そこで、我々は、そ もそもこのような事案がドーピングに当たるか 否かという点については判断せず、たとえドー ピングに当たったとしても我那覇氏に制裁を負 わなければならない咎はないという仲裁判断を 下した。

(3)トップアスリートに関する判断と国内レベルの アスリートに関する判断は同じでよいか

我那覇氏のケースのように、ドーピングであ るか否かという点がデリケートなケースにおい て、選手の権利を守るためには、仲裁による他 はなかったと考えている。さらに、我那覇氏の ケースでの議論を発展させると、オリンピック に出場するようなトップアスリートは、どのよ うなドクターにかかるかという点についても重 い責任を負わなければならないのではないかと 考える。

他方、いわゆる「うっかりドーピング」をし てしまったアスリートは、ほとんどが国内レベ ル、地域レベルのアスリートであると考えられ る。そのような人たちに対して、ドーピングで あることの認定、それについての制裁、もしく は過失の認定について、はたしてトップアスリ ートと同じ判断でよいのか。つまり、ハーモナ イゼーションというのは、ある部分に関しては 調和させるものであってもよいが、そうでない 部分もあるのではないかということである。こ のことと関連して、私は、スポーツ法と言って も、トップアスリートについてのスポーツ法と 国内レベルのアスリートについてのスポーツ法 というのは基本的に性格が異なるのではないか と考えている。この観点からすると、ニグリ氏 の基調講演の中で指摘のあった、トップアスリ ートについてのconstraintは他の一般の選手に 対するそれよりも強いという点、制裁について フレキシビリティを導入したという点は、私の 立場からは非常に重要な指摘であると考える。 また、トップアスリートに関する判断が中心で あるCASの判断が、国内レベルのアスリート のドーピングに関してどの程度影響を持つのか という点についても、改めて考えなければなら ないと考えている。

早川:我那覇氏のケースでは、医療行為に当た るかどうかが微妙な判断を要するものであった ため、過失のほうで判断をすることになった事 案であると聞いている。医療行為に当たるかど うかが微妙であった一つの理由は、「禁止表国 際基準」が毎年発行され、何が医療行為として 正式に許可されるのかということが、いまひと つ不明確であったと聞いている。そこで、今、 提起された問題、すなわち、トップアスリート と国内レベルのアスリートとの間でWADA体 制というものがどこまで貫かれるべきなのかと いう点に違いはあるのか、また、禁止表国際基 準が絶え間なく変化しているということについ て、ニグリ氏に伺いたい。 4. ドーピング仲裁事案の代理人を務めた経験 辻居幸一(弁護士)

(1)自己紹介

辻居氏は弁護士で、JSAAの監事を務めており、またJADAの法律顧問も務めている。実際過去にJSAAで争われたJSAA-DP-2008-001・
 002事件(以下本事件)では、JADA側の代理人を務めた。

(2)JSAA-DP-2008-001・002の紹介

本事案は自転車競技に関するドーピング事案 であり、日本において初めてドーピングに関す る仲裁判断事案である。本件において、検査対 象者は競技開始15分で棄権をした。本事件の主 な争点は、競技終了後4時間以上経ってから検 査が行なわれたことが不当であるかどうかであ った。

ドーピング規則を勉強していたとはいえ、仲 裁における代理人となったのは初めてであっ た。そこで、どのようにドーピング検査の対象 者が決められるのか、あるいはどのようにその 告知がなされるのかを学ぶことから始めた。

JADA 規程の他に、各競技連盟(National Federation:NF)が独自の規則を持っている場合がある。そこで、自転車競技連盟の協力を得て、同連盟の規則を調査した。同規則によれば、優勝者が決まる前にドーピング検査の対象者を告知するとの規定があった。本事件ではその規定に従い、ドーピング検査の対象者が告知されていたことがわかった。そこで、この事実に関する証拠を提出したところ、当該証拠に基づいて仲裁判断が出され、JADA側の申立てが認められた。

この事件から感じたことは二つある。一つは、 JADA規程だけでなく、各NF独自の規則につ いても勉強しなければならないということであ る。もう一つは、実際にドーピング検査が行な われた状況を証明することは難しいということ である。本事件では、2名のDCOが優秀で信頼 に足る人物だったので、その方たちの陳述書を 出せたことが大きく結果に影響した。

(3)本事件から得た教訓

各NFの規則が存在している場合、JADA規 程を見るだけではわからない部分がある。した がって、JADAと各NFとの協力連携が必要に なる。

また、仲裁判断においては、ドーピング検査 がどのように行なわれたのかを、立証しなけれ ばならない。そのためには、DCOの陳述が必 要になる。検査の段階では、どの事件が仲裁に いくかはわからない。しかし、どの事件につい て仲裁の申立てがなされても、手続に則って検 査が行なわれたことを立証できるようにしなけ ればならない。DCOがしっかりしていること も必要になる。

(4)補足

早川氏によれば、ドーピング検査あるいは分 析機関の分析の過程でミスが起こったことによ って、分析結果で陽性反応が出たとしても違反 と認定されないこともあるという。北京オリ ンピック・ハンマー投げのケース(CAS 2009/ A/1752、CAS 2009/A1753)では、中国の検査 機関がミスを犯したために、陽性反応が出たに もかかわらず、選手はドーピング違反と認定さ れなかった。

また、JADA規程とNFの規則の補完関係・ 相互関係に気をつける必要もある。たとえば、 JADA設立以前のドーピング規則が競技団体に 残っている場合、JADAには拘束されていない という主張が通る可能性もある。NFの側もこ の点に注意する必要がある。

5. アスリートの目から見たアンチドーピング活動 佐藤真海

(アテネ・北京パラリンピック走り幅跳び日本代表)

(1)自己紹介

佐藤氏は、パラリンピック走り幅跳び日本代 表であり、昨年は、JADAのアスリート委員を 務めた。

(2)アスリート委員の活動の紹介

もともと、ドーピング防止活動については踏

み込みにくい分野であると感じていたので、ア スリート委員に推薦された当初は戸惑った。

アスリート委員の活動では、まず国内のジュ ニアの大会でアウトリーチ活動をした。また、 学校訪問では、ドーピングの意義や概念を説明 する中で、アスリートとしての心構えを話した。

ドーピング防止活動の先進国であるノルウェ ーの視察は非常に意義の大きかった経験であ り、ドーピング防止活動に対する意識を変える きっかけになった。日本では、ドーピング防止 活動と聞くと、「ドーピングは、してはならな いものである」という強迫めいた印象がある。 一方、ノルウェーにおけるドーピング防止活動 は、「クリーンなアスリートであることを証明 するもの」であり、肯定的に評価されていた。 視察以前は、ドーピング防止活動に対して消極 的な印象を持っていた。しかし、視察以後は、 ドーピング防止活動を、これまで行ってきた練 習や時間が正しかったことを証明するチャンス だと捉えられるようになった。これにより、ド ーピング防止活動に対する精神的負担を減らす ことができた。

(3)競技会外検査の経験

ドーピング検査については、国内の大会で一 度、海外の大会で一度、そして2度の競技会外 検査の経験がある。

一度目の競技会外検査は、自宅で、しかも朝 6時に行なわれた。午前6時から午後11時まで 間の1時間ということなので、まさか来ないだ ろうと思っていた。当然寝ていた。もっとも、 JADA側としては、朝起きてトイレに行く前で ないと、尿検査に必要な量を採取できない点に 配慮し、朝一番のトイレにいく前に来たという ことらしかった。朝早くて辛いし、自宅という こともあり、これ以上ないほど苦痛を感じた。 しかし、そこから逃げてしまっては、違反とな るので検査を受けた。

2度目の競技会外検査は、練習場で実施された。仕事をしている関係で、午後4時から午後6時まで練習場にいると申請していた。しかし、練習の開始は、その日の仕事の状況で30分から1時間くらい遅れることがある。当該検査の日

も仕事が30分長引いてしまい、DCOから電話 で連絡があったときにはまだ職場にいた。30分 の遅刻なので、大目にみてもらった。その日そ の日の状況で変わりうる居場所情報を提供する ことの難しさを感じた。

(4)ドーピング防止活動から感じること

ドーピング防止活動をすることによって、ト ップアスリートになったという自覚が生まれ た。ドーピング検査の対象に選ばれることは、 ある意味名誉なことかもしれないが、その一方 で検査は苦痛である。尿検査そのものに加え、 尿を採っているところを赤の他人に見られるの だから、これを快感に思う人はいないであろう。 しかし、それもノルウェー視察を機に前向きに 考えられるようになった。

他の競技の選手に話を聞いてみると、たとえ その選手が世界最高峰の大会に出場するトップ アスリートやメダリストだとしても、ドーピン グ防止活動に不平不満をもらし、自分が検査の 対象に選ばれないことを願っているのが現状で ある。しかし、「うっかり」ということが通用 しない世界であるだけに、トップレベルの選手 でさえそのような意識でいることは心配でもあ る。

「うっかりドーピング」にならないために も、薬に関して自分自身が無知であることを自 覚し、サプリメント全てを疑ってかかるという 意識が大事である。もちろん特定のスポーツド クターにかかり、他の医者にはかからないよう にしているが、医者のTUE申請に不備があっ たという話や、規程について情報が更新されて いなかったという話を聞くと、アスリートとし て不安を感じる。

スポーツの大きな価値は、弱い自分に打ち勝 っていくところにある。弱い自分に立ち向かっ ていくということは、ドーピング防止活動につ いてもいえると思う。今日勉強したことに関し てアスリートの側も意識を持ちたいと考えてい るし、他の選手にもフィードバックしたいと考 えている。 アスリートによるアスリートに対する教育の 必要性

田辺陽子(日本大学准教授)

(1)自己紹介

田辺氏は、かつて現役のオリンピアンであり、 1988年のソウル五輪、1992年のバルセロナ五輪、 そして1996年のアトランタ五輪に出場した。こ れらの大会は全てWADA設立以前であったの で、競技会終了後の検査を経験したことがある だけで、競技会外の抜き打ち検査を選手時代に 経験したことはない。選手生活を終えた後は、 元アスリートという立場で、スポーツ分野に関 わっている。現在は、JADAのアスリート委員 長を務めている。

(2)アスリート委員の活動の紹介

教育と啓発に関する活動には、大きな柱が二 つある。第一に、アスリート自身がアウトリー チ活動に参加すること。第二に、学校訪問とい う形でJADAの教育・啓発グループと共にアス リートが自分の経験したことを話すことであ る。

アスリートは、ジュニアのアスリート、大学 生アスリート、国内レベルのアスリート、トッ プアスリートという段階を踏んでいく。教育・ 啓発という点からすると、アスリートがジュニ アからトップへと成長する過程で、適切な時期 に適切な内容の情報を提供することが大切であ る。それもアスリートがアスリートに対して教 育・啓発できるような体制が望ましいと考えて いる。

佐藤氏にアスリート委員に関わっていただい たことも同様であるが、アスリートが関わるこ とによって、アスリート自身が、スポーツの価 値を守ることの重要性を認識することができ る。また、スポーツを文化として取り入れるこ とにもつながる。この意味で、アスリートや元 アスリートが積極的に教育・啓発に関わってい くことが大きな影響になると考えている。

7. 意見交換

(1)トップレベルのアスリートと国内レベルのアス リートについて、制裁や過失の考え方を区別し てもよいのではないかという小寺氏の意見につ いて

ニグリ:この問題は非常に興味深い。WADA でも2009年のWADA規程改定の際に十分に検 討した問題である。WADA規程の中にも、ト ップアスリートと国内レベルのアスリートの区 別が見られる。第一に、国内レベルのアスリー トは、1日1時間の居場所情報を提供する必要が ない。第二に、国内レベルのアスリートについ てはTUEの遡及的適用を認めている。遡及的 適用とは、ある物質の陽性反応が出たとき、事 前に申請することを知らなかったとしても、遡 及的に申請することができるというものであ る。第三に、仲裁人がアスリートの過失を判断 する際に、あまりドーピング防止活動の経験が ないアスリートについては、経験のあるトップ アスリートに比べて、過失の認定が緩やかに される余地もある。このようにWADA規程も、 アスリートのレベルに合わせて柔軟な措置を採 れるように配慮がされている。

一方で、WADAは、違反についてはトップ アスリートと国内レベルのアスリートで区別を しないという立場を強くとっている。同じ行為 をした場合は、アスリートのレベルにかかわら ず、同じ制裁が課されるべきである。そうでな いと、調和が崩れてしまい、競技間においても 各国間においても差異が残る状態になってしま う。

以上のように、WADAもアスリートのレベ ルを考慮にいれて柔軟な対応をすべきと考えて いるが、違反の段階では違いを設けるべきでは ないと考えている。

早川:トップアスリートと国内レベルのアスリ ートに違いを設けるとすると、国内レベルのア スリートについては、ドーピング防止活動に関 する知識を得ずに済むという逆のインセンティ ブが働くのではないか。

小寺:ニグリ氏のご意見に全面的に賛成であ

る。ドーピング違反かどうかの基準は共通であ ってよい。しかし、制裁や過失の問題はそうで はない。ドーピングは、原因物質が体内にあれ ば、それがどのようにして入ったかをドーピン グ検査機関が立証しなくても、違反となる。あ る意味、無過失責任的な考え方が強く働いてい る。この場合に、過失をどのような形で認めて いくかは難しい問題である。

早川氏のご質問は制裁の問題と考える。従来 のWADA規程では、1回目のドーピング違反に 対しても厳格に制裁を科すということになって いた。しかし、改定後のWADA規程の下では、 国内レベルのアスリートについて、1回目の違 反については緩やかに、2回目3回目の違反につ いては厳格に制裁を与えるという形で運用をし ていけば、早川氏ご指摘の問題は起こらないと 思う。

その意味で、CASの仲裁判断が、トップア スリートに対するものかどうかを考えた上で、 国内レベルのアスリートにその判断を適用する という態度が望ましいだろう。

宍戸:我々が対応するアスリートのほとんどは 国内レベルのアスリートである。JADA規程に は、過失がいかなるものかが書かれていないの で、どうしても海外の事例、もしくは最高裁 に相当するCASの事例を参照せざるをえない。 費用等の観点から、CASに判断を求められる 選手は、トップアスリートに限られるので、ト ップアスリートに対する判断例が、国内レベル のアスリートに対する判断の拠りどころになっ ているといってよい。国内レベルのアスリート に対しても、世界標準をあてはめざるをえなか ったのがこれまでの運用である。

確かに、国内レベルのアスリートについて は、知識の欠如やチームドクターの指導を受け る機会がないこと等を考慮したいとも思う。し かし、「うっかりドーピング」の場合にかわい そうだから過失がなかったとすると、どこから どこまでが軽い過失のうっかりで、どこからが 重い過失のうっかりなのかがわからなくなって しまう。

気持ちとしては、トップアスリートと国内レ

ベルのアスリートで区別したいと思うが、法を 適用する側からすると、WADAの方でサンプ ルの提供や区別してよいというメッセージを出 すことなどをしてほしいと考えている。

早川:日本には判断の蓄積がないので、我々と しては海外の事例を参考にせざるをえない。で きるだけ第1審レベルの判断を見ようとしてい るが、入手が難しい。一方、CASのケースは ほとんどが公表されているので、どうしてもそ ちらを頼みとしてしまう。

WADAは、各国の1審レベルのデータの集積 をしているのか、我々はWADAを通じてそれ を入手できるのか、ニグリ氏に確認してみたい。

ニグリ:もちろんWADAは国内レベルのアス リートのケースも注視している。各国の分析機 関で陽性反応が出た場合にまずWADAにその 報告がなされる。さらに、WADAは、決定が 出たらそれがWADA規程に合致しているかを 確認している。

また、国内レベルのアスリートのケースも CASに持ち込まれることが多いため、その判 断をWADAは収集している。

早川:オーストラリアなどは、第1審レベルからCASを利用している。CASのケースについては、どのレベルの人に対し、どのような判断がなされたのかを気をつけて見ていかなければならない。

小寺:他国でどのような判断がされているかを 勉強することは良いことである。しかし、日本 で世界の国内レベルのアスリートのドーピング ケースをリードする判例を作るのだという気概 をもっていただきたい。日本で作ったものを国 際標準にしていくことが必要である。JADAの ケースは全て英訳されているのだから、それに よって世界のドーピングケースをリードしてい く、という気持ちでやっていただきたい。

宍戸:第1審の側で世界をリードすることになると、まずは、我々が国内レベルのアスリート

について、国際標準があるにもかかわらず、た とえば故意または過失がなかったという刺激的 な判断をする。次に、それについて、WADA の側が不服として訴え、CASに持っていくと いう過程を踏むことになる。

日本国内のドーピングの現状は、ヨーロッパ 諸国のようにわざと又は組織的にやっていると いう悪質なケースはほとんどない。今日を境に、 事案に応じた解決をするという勇気をもって、 事件に対応していきたい。

浅川:ニグリ氏の話の通り、ドーピング防止プ ログラムの中で管理をする前段階の準備にお いて、調和の観点から許される範囲で、独自 の手続を設定することに関しては、JADAとし ては前向きに取り組む必要がある。たとえば、 TUEの遡及的適用については、アスリートの 教育・啓発の中で、トップアスリート以外のア スリートに対し、情報提供することに前向きに 取り組んでいきたい。

しかし、違反とされたアスリートの扱いにつ いては、国や競技ごとにばらばらであることが 好ましいとは思わない。今ようやくできつつあ る国際的な調和を崩すようなことは好ましくな いと考えている。

早川:我々も外国が手本になるから外国を見て いるわけではない。同じルールの下で競争する のがスポーツのあるべき姿である。それにもか かわらず、ある国では違反にならないのに、あ る国では違反になるということになれば、違う ルールの下で競争することになる。もちろん、 事案のタイプによって違いを見出すことはでき るが、同じような事案であれば同じような扱い がされるべきであるというのが私の考えであ る。

ニグリ:我々は、常に公正なシステムを作るこ とを考えている。2009年のWADA規程の改定 もこの観点からなされた。制裁に関しても、譴 責から4年の資格停止までと幅をもたせること によって、アスリートのレベルによる区別を可 能にしたつもりである。この柔軟化により、「う っかりドーピング」がされた場合、初回の違反 であれば譴責で済ませ、何度も繰り返すようで あれば重い制裁を加えるなどといった対応をす ることが可能になった。

また、WADAとしては、国内における国内 レベルの第1審の判断を、突拍子のないもので ない限り、尊重するつもりである。

仲裁人がよくいう言葉に、「故意にドーピン グをしようとする者はそうはいない。しかし、 故意にドーピングをした者で、自らの故意を告 白する者はいない。だから判断を下すのが難し い」という言葉がある。WADAとしては、公 正なシステムを作りたいが、その一方で有効な システムを作りたいと考えている。本当にドー ピングをしている人に対し抜け道を作るような ことだけはしてはならないと考えている。

(2) 居場所情報の提供の大変さ、禁止表国際基準 のチェックの大変さといったアスリートの不 満について

ニグリ:居場所情報の提供と禁止表国際基準の チェックの大変さは、どちらもアスリートにと っては大きな負担になっていることはよくわか っている。しかし、問題は、アンチドーピング・ プログラムが機能するかどうかである。

思うに、ドーピングをしている人はありとあ らゆる手をつかってドーピングをしようとす る。クリーンなアスリートの負担を減らすこと は、本当にドーピングをしている人の負担を軽 くすることを意味する。われわれは、このバラ ンスの問題に直面している。ここに、問題の難 しさがある。

居場所情報の提供は、アスリートにとって は、困難で、恒常的な負担であるということは WADAとしても理解している。しかし、それ をなくすと、どこかへ行方をくらませ、2週間 くらい経ったら強くなって帰ってきて、競技会 で勝利するする選手も出てくるだろう。われわ れはそれを望まないのである。また、サンプル をとる際にも、他人の尿をいれ、又は別の物質 を尿にいれて分析できないようにする人も平気 でいるのである。

結局、居場所情報の提供がアスリートの負担

になっていることは理解しているが、公正な条件で競技するために、払わねばならない対価で あると考えている。WADAとしては、この枠 組みの中でアスリートの生活をより良くしたい と考えている。複雑なADAMSのシステムにつ いても、よりアスリートにとって使いやすくし ようと努力している。しかし、実際にドーピン グをしている人に利益を与えてはいけないと考 えている。

浅川:禁止表は毎年改定され、1月1日から12月 31日までが禁止表の適用期間である。これは、 毎年複雑になるわけではなく、明確さにかける 表現等が改善されていく改定でもある。

また、改定に関し、世界中の機関に意見を述 べる機会が与えられている。日本ではJADAが 各NFの意見を聴取して、それを集約して日本 としての意見を伝えている。この意見を踏まえ て改定がなされることさえある。

もちろん、禁止物質が追加されることはある が、カテゴリーの中で1つか2つ追加される程度 である。毎年改定されることが必ずしもスポー ツ界にネガティブに働くとは思わない。

毎年禁止表が改定されることに対しアスリー トが鈍感であるという問題の根本は、スポーツ 界全体がドーピング防止をスポーツのルールと 認識していないことにあるのではないか。たと えば、バスケットボールの3点シュート導入と いうルール変更について、インターハイのチャ ンピオンシップを目指そうというチームのコー チが、ルール変更を知らずに大会に臨むことは ありえない。ドーピング防止のルールについて も、そのレベルのルールであるという認識を持 つことが一番大事である。記録系の種目につい ては、いまやドーピング検査なしでは国内記録 としても認定されないのである。

ドーピングのルールについてこの程度の認識 しかないという現状をJADAとしては払拭して いきたい。アンチドーピングが非常に重要なル ールの根幹であるというマインドが国内で醸成 されていくように、アスリートや競技団体の readiness(準備)を育てていくことがJADA の使命である。 田辺:WADAのアスリート委員会では、毎回 のように居場所情報の提供について議論がされ ている。アスリート委員のメンバーは、世界を 転々とするトップ選手であり、特に冬季スポー ツの選手が、練習場所を転々としていく中で、 居場所情報を提供していくことの難しさを感じ ている。

かといって、GPSをつけるなどは、プライベ ートの点から問題もある。

日本と世界の温度差も感じている。たしかに、 ドーピング防止活動は、クリーンなアスリート に対しても負担をかけるものだが、その一方で スポーツの価値というものを守っていく必要性 もある。

近い将来良いものになっていくと思うし、 WADA設立から10年経ち、現在は教育・啓発 に力をいれているから、その成果が出る頃には 話も違ってくると考えている。

(3)まとめ

辻居:たしかに、日本独自の判断を出したほう がいいのではないかという指摘もある。しかし、 むしろ、JADAとしてはグローバルスタンダー ドをもっと重んじなければならないと考えてい る。やはり、我々はWADAの基準を守れるよ うにしなければならない。JADAとしては、そ のような情報をきちんと発信していき、選手、 競技団体を教育し、グローバルスタンダードを きちんと果たせるようにしていきたい。そして、 それが競技のルールの一環であるということを 忘れないようにしたいと考えている。日本人は 「フェアネス」という言葉に少し鈍感なところ があると思うが、スポーツにおけるグローバル スタンダードは「フェアネス」である。その「フ ェアネス」の一環として、ドーピング検査をき ちんとクリアするということが求められている ので、あらゆる選手が検査で陽性にならないよ う、きちんと教育・啓蒙していくことが、絶対 に必要であると考えている。

早川:実際にドーピング検査で陽性反応が出た 件数は、一昨年までは毎年10件以上で、そのう ちの多くが「うっかりドーピング」であった。 しかし、昨年は3件だけであった。今年もまだ2 件だけで、このままさらに最少記録を更新でき ればいいと考えている。このような急激な減少 は、明らかに「うっかりドーピング」が減って いることによる。実施されたドーピング検査の 件数はむしろ増えているのに、陽性反応の数字 が減っているということは、日本では驚くべき 教育効果が見られているということである。さ らに、日本独自のシステムとして、たとえば、 薬剤師レベルでスポーツファーマシストのよう なものを作り、街の普通の薬剤師の中にアンチ ドーピングの専門家がいるというような体制も 整備しようとしている。これは世界初の試みで ある。そういった形で日本が世界をリードでき ればと考えている。

質疑応答

1. CASへの上訴手続についての質問

質問者A:スポーツ紛争が起きた場合、規律 パネルを第一審とすると、JSAAが第二審とな り、CASが最終審となる。これを前提として、 WADAは、スポーツ紛争が生じた場合には、そ れが国内の草の根レベルの紛争であっても、CAS が最終審となるというように考えているようであ る。しかし、私は、全てのレベルにおけるスポー ツ紛争が最終審をCASとする必要はないのでは ないかと考えている。とりあえず国内の仲裁機構 を最終審にしておき、その決定に重大な問題があ る場合に限りWADAが指示をしてCASに上訴す るという手続きがあってよいのではないか。

ニグリ:現在のルールでは、国内レベルのアスリ

ートについては、WADAもしくは国際競技連盟 だけがWASに上訴できることになっている。し たがって、JSAAまで手続きが進んでしまうと、 その後CASに上訴したいのであれば、国際競技 連盟を介さなければならない。しかし、調和の観 点から、全てCASのほうに上訴できるようにし たいとは考えている。もっとも、国内レベル、日 本でいうJSAAのレベルで裁いている国もある。 国内レベルで裁くことができれば、迅速に紛争処 理ができることになる。ただ、言葉の壁がある。 CASで裁く場合には英語でよいのだが、JSAAで 裁くとなると、日本で弁護士を雇い、日本語で裁 かなければならないという困難がある。このよう な困難はあるが、できれば原則としては国内レベ ルで解決してほしいと考えている。

早川:現在のWADAの運用の下では、調和の 観点から看過しがたいような問題がない限り、 WADAがCASに対して国内レベルの仲裁機構で 出した仲裁判断を訴えていくということは、ほと んど起こりえないのではないか。つまり、先ほど の質問の内容は、実は、現在のWADAの運用に よって、既に達成できているのではないか。

北京オリンピック・ハンマー投げにおけるド ーピング違反事件についての質問

質問者B:北京オリンピック・ハンマー投げに おいて、CASの裁定により、室伏広治選手の ライバル選手はドーピング違反とはされなかっ た。WADAとしては、あのケースをどのように 考えているのか。また、CASより上に、さらに スイス連邦裁判所に訴える途もあると聞いたが、 WADAとしてはあのケースを再び争う考えはな いのか。ないとすれば、あのケースはもう決着済 みということなのか。

ニグリ:まず、この件について、WADA及び日 本側は当事者ではないため、スイス連邦裁判所に 提訴することはできないということを指摘してお きたい。そして、私から唯一言えることは、CAS は最終審として、全ての証拠から判断して結論を 出したのであるから、その決定が尊重されるべき であるということである。もっとも、もし仮に、 IOCやアスリート自身がスイス連邦裁判所に事件 を持ち込みたいというのであれば、それはそれで よいと考える。ただ、指摘のあったケースがスイ ス連邦裁判所に持ち込まれることはないのではな いかと考えている。

早川:指摘のあったケースでは、分析機関のミス が問題となっている。したがって、室伏選手のラ イバルのアスリートも被害者である。そうだとす ると、そのライバルのアスリートを攻めるのは気 の毒ではないかと感じる。また、仲裁一般の話と して、スイス連邦裁判所に上訴できるのは、仲裁 判断のうちの限定された事由について問題があっ た場合のみで、いかなる場合でも上訴できるわけ ではない。その意味でも、指摘のあったケースで は上訴は難しいのではないかと考えている。

3. 禁止物質リストの公表についての質問

質問者C: JADAはドーピング違反となる物質の 禁止表国際基準を毎年公表しているということだ が、それだけでなく、禁止表国際基準に挙がって いる物質が含まれているサプリメントや市販薬を 公表することは不可能なのだろうか。

浅川:まず、JADAで公開しているのは、WADA の禁止表国際基準の日本語版であり、JADAがイ ニシアチブをとってリストを公開しているという 事実はないことを指摘しておきたい。次に、アス リートにとって危険な範疇の薬の集団をJADAが 何らかの方法で公開するかどうかという点につい ては、マーケットの中での商品としての寿命の問 題等があり、現在、リストをアップデートするた めの人材をなかなか確保することができず、実現 できていない。また、アスリートの側から見ると 禁止物質をリストアップすることが有効であるよ うに見えているが、一方で、それをしてしまうと 企業活動に対しての何らかの制限を課すことにも なりかねないため、まだ踏み込むことができてい ないのが現状である。ただ、将来についての可能 性を完全に排除するものではない。

ニグリ:今、我々としては、何らかの全世界規 模のデータベースを作ろうとしている。これは 「martindale」という、医師が用いる医薬全書の ようなものである。これが完成すれば、危険物質 を記載してアスリートからの問い合わせに応じる ということが可能となる。しかし、フードサプリ メントに含まれている物質までカバーすることは できないと思われる。もちろん、フードサプリメ ントを飲むアスリートもいるが、これは自分のリ スクで飲んでいるわけであるから、そこまで手を 広げることはできない。

早川:今年発覚した一件目の陽性反応の事例は、 血圧の薬に関するものであった。その薬の処方箋 を見ると、禁止表に載っている薬品名が最初に大 きく出ていた。それにもかかわらず、そのアスリ ートはもちろん、薬を処方した医師も気がつかな かった。これが現状のレベルである。つまり、現 実として、アスリートの服用した物質が禁止表国 際基準に載っていたか否かというところでの争い は非常に少ないのである。また、サプリメントに 関しては、日本の薬事法上、何を成分として含ん でいるかということを公開する義務がないため、 それを調査することは非常に難しい。さらに、漢 方薬などの中身は秘伝とされているので、それを 調査することも難しい。したがって、アスリート 側にサプリメントはなるべく飲まないようにして もらうか、成分がよく分からないものは飲まない ように警告するしかないのが現実である。敢えて もう一つ付け加えるならば、薬剤師のほうで、一 般のアスリートに分かりやすいように、危険な物 質が入っていない風邪薬にはブルーリボンをつけ るといった取り組みが自主的に行われている。た だ、この方法で危険なのは、薬剤師が間違えた場 合にどうするかという点である。いろいろと困難 な面はあるが、一歩一歩進歩しているのは間違い ない。

メッセージ

オリビエ・ニグリ(世界ドーピング防止機構(WADA) CFO・Leagal Director)

まず、シンポジウム、パネルディスカッションにご招待頂きましたこと、 御礼申し上げます。本当に嬉しかったです。光栄でした。そして、JSAAの 方々、すばらしい司会をしてくださった早川先生にも御礼申し上げます。また、 JADAの方々も、WADAのパートナーとして常にドーピング対策に関して定 期的に協力して頂き、良い協力関係を築かせて頂いており、御礼申し上げます。 また、日本政府にも御礼申し上げます。先ほど申し上げたとおり、日本は我々 WADAの常任理事会及び理事会のメンバーでもいらっしゃるわけで、WADA の創設のときから良い関係にあります。ドーピング対策に関して日本からは常 に手厚いご協力を頂いており、とても嬉しく思います。

今回のシンポジウム、パネルディスカッションから得た結論は、日本はドー ピング対策において先進国でいらっしゃるということです。日本はこの分野で は既にアジア地域におけるリーダーとなっていらっしゃいます。そして、アジ アには日本の経験が助けとなる国々がたくさんありますので、ぜひ今後ともが んばって頂きたいと思っております。

私にとって、日本とは、美しい国であるのみならず、本当に高い価値観を持っ た国であるといつも思っております。だからこそ、日本の社会はこんなにも強 いのだと思います。そして、ドーピング対策に関しても、今後も常にがんばっ て頂けるものと思っております。ぜひ他の国々を助けてあげてください。

改めまして、本日はお招き頂きありがとうございました。

文責 杉山翔一飛田 亮中野玲也

資料

ドーピング紛争に関するスポーツ仲裁規則

ドーピング紛争に関するスポーツ仲裁料金規程

ドーピング紛争に関するスポーツ仲裁人報償金規程

ドーピング紛争に関するスポーツ仲裁における 日本スポーツ仲裁機構の事務体制規程

Sports Arbitration Rules for Doping Disputes

Rules on Sports Arbitration Fees for Doping Disputes

Rules on Sports Arbitrators' Remuneration for Doping Disputes

Japan Sports Arbitration Agency Office Rules for Sports Arbitration of Doping Disputes

Sports Arbitration Rules for Doping Disputes

Chapter I General Provisions

Article 1 Purpose

The purposes of these rules is the speedy resolution of doping disputes through arbitration by a sports arbitration panel made up of fair and impartial arbitrators of independent standing, with the aim of increasing the transparency of the law and rules relating to sport, and contributing to the sound development of sport.

Article 2 Application

- (1) These rules shall apply to appeals against decisions made by the following bodies under the *Japan Anti-Doping Code*:
 - (i) The Japan Anti-Doping Agency;
 - (ii) The Japan Anti-Doping Disciplinary Panel;
 - (iii) The Japanese Olympic Committee;
 - (iv) The Japan Sports Association;
 - (v) The Japan Sports Association for the Disabled;
 - (vi) The Prefectural Amateur Sports Associations;
 - (vii) The National Sports Federations.
- (2) At least the following persons are included as claimants for arbitration under these rules:
 - (i) Athletes and others subject to a decision that is the subject of a request for arbitration;
 - (ii) Persons involved in cases in which the decision made is the subject of a request for arbitration (excluding persons listed in Item (i));
 - Persons subject to decisions that are the subject of a request for arbitration or the National Sports Federation and International Sports Federation involved in a matter;
 - (iv) The Japanese Olympic Committee;
 - (v) The Japan Sports Association;
 - (vi) The Japan Sports Association for the Disabled;
 - (vii) The Japan Anti-Doping Agency;
 - (viii) Japanese anti-doping bodies other than the Japan Anti-Doping Agency to which the athletes and others prescribed in Item (i) submit;
 - (ix) The World Anti-Doping Agency.
- (3) The Japan Anti-Doping Disciplinary Panel shall not be a respondent in arbitrations under these rules.

Article 3 Definitions

- (1) Under these rules, "Party" and "Parties" shall mean either of, and both, the claimant and the respondent, respectively. Multiple claimants and respondents with common interests shall respectively be deemed to be single Parties for the selection of arbitrators.
- (2) Under these rules, the "Japan Sports Arbitration Agency" means the body established on April 1, 2009 under the articles of association constituting the Japan Sports Arbitration Agency general incorporated foundation.
- (3) Under these rules, the "Japan Anti-Doping Agency" means the body established on September 16, 2001 under the act of endowment constituting the Japan Anti-Doping Agency incorporated foundation.
- (4) Under these rules, the "*Japan Anti-Doping Code*" means the *Japan Anti-Doping Code* adopted by the Japan

ドーピング紛争に関するスポーツ仲裁規則

第1章 総則

第1条 (目的)

この規則は、スポーツに関する法及びルールの透明性を高め、健全なスポーツの発展に寄与するため、 公正中立で独立の地位を有する仲裁人をもって構成されるスポーツ仲裁パネルの仲裁により、ドーピン グに関する紛争を、迅速に解決することを目的とする。

- 第2条 (この規則の適用)
- 1 この規則は、日本ドーピング防止規程に基づいて次の団体がした決定に対する不服申立てを対象 とする。
 - 一 日本アンチ・ドーピング機構
 - 二 日本ドーピング防止規律パネル
 - 三 財団法人日本オリンピック委員会
 - 四 財団法人日本体育協会
 - 五 財団法人日本障害者スポーツ協会
 - 六 都道府県体育協会
 - 七 国内競技連盟
- 2 この規則による仲裁の申立人には、少なくとも次の者を含む。
 - 一 仲裁申立ての対象となっている決定において対象とされている競技者その他の者
 - 二 仲裁申立ての対象となっている決定がされた事案における関係者(第1号に掲げる者を除く。)
 - 三 不服申立ての対象となっている決定の対象者又は事項に関係する国内競技連盟及び国際競技 連盟
 - 四 財団法人日本オリンピック委員会
 - 五 財団法人日本体育協会
 - 六 財団法人日本障害者スポーツ協会
 - 七 日本アンチ・ドーピング機構
 - 八 第1号に定める競技者その他の者が服する日本アンチ・ドーピング機構以外の国内ドーピン グ防止機関
 - 九 世界ドーピング防止機構
- 3 この規則による仲裁においては、日本ドーピング防止規律パネルは被申立人とはならない。

第3条 (定義)

- 1 この規則において「当事者」とは、申立人及び被申立人の一方又は双方をいう。同一の利害関係 を共有する複数の申立人及び複数の被申立人は、仲裁人の選定については、それぞれ単一の当事者 とみなす。
- 2 この規則において「日本スポーツ仲裁機構」とは、一般財団法人日本スポーツ仲裁機構定款に基 づき2009年4月1日に設立された団体をいう。
- 3 この規則において「日本アンチ・ドーピング機構」とは、財団法人日本アンチ・ドーピング機構 寄附行為に基づき2001年9月16日に設立された団体をいう。
- 4 この規則において「日本ドーピング防止規程」とは、日本アンチ・ドーピング機構が2004年12月

Anti-Doping Agency on December 28, 2004 and the *Japan Anti-Doping Code* that came into effect on July 1, 2007 (including subsequent revisions).

- (5) Under these rules, the "Japan Anti-Doping Disciplinary Panel" means the institution prescribed by Article 8 of the *Japan Anti-Doping Code*.
- (6) Under these rules, "Therapeutic Use Exemptions (TUE) for Prohibited Substances" means measures dealt with under Article 4.4 and below of the *Japan Anti-Doping Code* in cases of a medical condition requiring the use of substances or methods prohibited by rules on doping.
- (7) Under these rules, the "World Anti-Doping Agency" means the body established on November 10, 1999 at Lausanne in the Swiss Confederation under the Swiss *Civil Code*.
- (8) Under these rules, the "Court of Arbitration for Sport" means the court of arbitration established on June 30 1984, headquartered in Lausanne, Switzerland and operated by an arbitration council.
- (9) Under these rules, "Requests", "Defenses" and other "Documents" are not limited to paper form, and shall also include communication methods that preserve data, which can be used for later reference. The same also applies to "Powers of Attorney".
- (10) Under these rules, "Hearing Dates" means the "Hearings" prescribed by Article 13 of the *Japan Anti-Doping Code*.
- (11) The terms "National Sports Federations" and "International Sports Federations" and other terms defined in the *Japan Anti-Doping Code* shall be as prescribed by that *Code*.

Article 4 Arbitration Agreements

Arbitration agreements shall be deemed to exist for arbitrations under these rules, limited to appeals under the *Japan Anti-Doping Code*.

Article 5 Interpretation

If doubt arises regarding the interpretation of these rules, the interpretation shall comply with that given by the Japan Sports Arbitration Agency. However, an interpretation given by the Sports arbitration panels shall subsequently take precedence over Japan Sports Arbitration Agency interpretations in that arbitration case.

Article 6 Relationship with Japan Anti-Doping Code

In the application of these rules, matters prescribed by Paragraph 13.2.1 and other provisions of the *Japan Anti-Doping Code* shall comply with that *Code*.

Article 7 Partial Changes to Rules

- (1) Sports arbitration panels (before a panel is formed, the Japan Sports Arbitration Agency) may, giving consideration to the circumstances of a case, when it is regarded as necessary, lengthen or shorten periods provided for in these rules (including periods prescribed by the sports arbitration panel). In this event, the Japan Sports Arbitration Agency or sports arbitration panel must notify the Parties to that effect, without delay.
- (2) Parties may not, in the absence of special circumstances, agree to change the details of these rules. If the Parties seek a change in the details of the rules, the Parties may request that the sports arbitration panel (before its formation, the Japan Sports Arbitration Agency) make the change.

Article 8 Place of Arbitration and Arbitration Law applicable to Proceedings

Tokyo shall be the place of arbitration in arbitrations under these rules and the proceedings will be carried out in

28日に採択した日本アンチ・ドーピング規程及び2007年7月1日発効の日本ドーピング防止規程(その後改正される規程も含む。)をいう。

- 5 この規則において「日本ドーピング防止規律パネル」とは、日本ドーピング防止規程第8条に定 める機関をいう。
- 6 この規則において「禁止物質の治療目的使用の適用措置(TUE)」とは、ドーピングに関するル ールによる禁止物質又は禁止方法の使用が必要とされる病状となった場合に日本ドーピング防止規 程第4.4条以下の規定により処理される措置をいう。
- 7 この規則において「世界ドーピング防止機構」とは、スイス連邦共和国ローザンヌにおいてスイ ス民法典に基づいて1999年11月10日に設立された団体をいう。
- 8 この規則において「スポーツ仲裁裁判所 (Court of Arbitration for Sport)」とは1984年6月30日 に設立されたスイス・ローザンヌに本部を置く仲裁機関が運営している仲裁廷をいう。
- 9 この規則において「申立書」、「答弁書」その他の「書面」は、紙を媒体とするものに限らず、後の参照の用に供しうる情報を残す通信手段によるものも含むものとする。「委任状」についてもまた同じ。
- 10 この規則において「審問期日」とは、日本ドーピング防止規程第13条に定める「審問会」を指す。
- 11 「国内競技連盟」、「国際競技連盟」、その他日本ドーピング防止規程において定義されている用 語は、同規程の定めるところによる。
- 第4条 (仲裁合意)

本規則に基づく仲裁については、日本ドーピング防止規程に基づいて不服申立てを行う限りにおいて、 仲裁合意は存在しているものとみなす。

第5条 (この規則の解釈)

この規則の解釈につき疑義が生じたときは、日本スポーツ仲裁機構の解釈に従うものとする。ただし、 スポーツ仲裁パネルが行った解釈は、爾後その仲裁事案において、日本スポーツ仲裁機構の解釈に優先 する。

第6条 (日本ドーピング防止規程との関係)

この規則の適用上、日本ドーピング防止規程第13.2.1項、その他同規程に定めのある事項については、 同規程に従う。

第7条 (規則の一部変更)

- 1 スポーツ仲裁パネル(その成立前には日本スポーツ仲裁機構)は、事案の状況を考慮して、必要 と認めるときは、この規則に規定する期間(スポーツ仲裁パネルが定める期間を含む。)を延長又 は短縮することができる。この場合には、日本スポーツ仲裁機構又はスポーツ仲裁パネルは、遅滞 なく当事者にその旨を通知しなければならない。
- 2 当事者は、特段の事情がない限り、この規則の内容を変更する合意をすることはできない。当事 者が規則の内容の変更を求めるときには、スポーツ仲裁パネル(その成立前には日本スポーツ仲裁 機構)に変更の要請をすることができる。
- 第8条 (仲裁地及び手続準拠法としての仲裁法の適用)
 - この規則による仲裁は、東京を仲裁地とし、その手続は日本の法律に従ってなされる。

compliance with Japanese law.

Article 9 Languages and Terminology

- (1) The language of arbitral proceedings shall be Japanese. However, the Parties may agree that the language will be Japanese or English, or both. If there is a dispute between the Parties regarding language, the sports arbitration panel must decide on the language to be used without delay. In deciding on the language to be used sports arbitration panels must give weight to the perspective of fairness and consider the burden of interpreting and translation.
- (2) Arbitral proceedings that are carried out before a decision is given on language under the preceding paragraph do not lose their validity.
- (3) Where both Japanese and English have been prescribed as the languages of arbitral proceedings, either Japanese or English may be used at the Parties' discretion. However, a Japanese original and an English original of the text of the arbitral award will be prepared, and if differences of interpretation arise, the interpretation given will use the Japanese original.

Article 10 Representatives and Advisors

Parties may have persons of their choice represent or advise them at proceedings under these rules. Sports arbitration panels may, when there are reasonable grounds, reject the representation or advice of inappropriate representatives or advisors.

Article 11 Administration

The administration of arbitrations under these rules will be carried out by the Japan Sports Arbitration Agency under the separately prescribed *Japan Sports Arbitration Agency Office Rules for Sports Arbitration of Doping Disputes*.

Article 12 Final Day of Time Limits

Where the final day of a period provided for in these rules (including periods prescribed by sports arbitration panels) is a Saturday or Sunday, or a holiday in Japan, the final day of the period shall be the first weekday following that day.

Article 13 Number of Copies to be Submitted and Recipients

Where the Documents submitted by the Parties to the Japan Sports Arbitration Agency and the sports arbitration panel are in paper form, the number of copies submitted shall be 2 copies in addition to the number of arbitrators (3 persons, limited to if there has been no decision to have a single arbitrator) and the number of respondents. However, where it is otherwise prescribed in these rules, those provisions shall apply.

Article 14 Exemption from Liability

Neither the Japan Sports Arbitration Agency nor any arbitrator, director or administrative employee of the Japan Sports Arbitration Agency, shall be liable for their acts or omissions regarding arbitral proceedings, except where willful or due to gross negligence. 第9条 (用語)

- 1 仲裁手続における用語は日本語とする。ただし、当事者は合意により用語を日本語若しくは英語 又はその双方とすることができる。用語につき当事者間に争いがあるときは、スポーツ仲裁パネル は、遅滞なく用語を決定しなければならない。スポーツ仲裁パネルは、用語を決定するにあたり、 公平の観点を重視し、かつ通訳及び翻訳の負担を考慮しなければならない。
- 2 前項により用語が決定される以前に、日本語又は英語によりなされた仲裁手続はその効力を失わない。
- 3 日本語及び英語の双方が仲裁手続における用語と定められた場合には、審問を含むすべての仲裁 手続において、日本語又は英語のいずれかを任意に用いることができる。ただし、仲裁判断は、日 本語の正本及び英語の正本を作成し、解釈の相違を生じたときは、日本語の正本によって解釈する。

第10条 (代理及び補佐)

当事者は、この規則による手続において、自己の選択する者に代理又は補佐をさせることができる。 スポーツ仲裁パネルは、正当な理由があるときは、不適切な代理人又は補佐人による代理又は補佐を認 めないことができる。

第11条 (事務)

この規則による仲裁に関する事務は、別に定める「ドーピング紛争に関するスポーツ仲裁における日 本スポーツ仲裁機構の事務体制規程」に基づき、日本スポーツ仲裁機構が行う。

第12条 (期限の最終日)

この規則に規定する期間(スポーツ仲裁パネルが定める期間を含む。)の最終日が土曜日、日曜日又は日本における休日である場合には、その次の最初の平日をもって期間の最終日とする。

第13条 (提出部数・提出先)

当事者が日本スポーツ仲裁機構及びスポーツ仲裁パネルに提出する書類は、紙を媒体とする場合には、 仲裁人の数(仲裁人を1名とすることが決まっていない限り3名とする。)と相手方の数に2を加えた部数 とする。ただし、本規則に別段の定めがある場合はそれによることとする。

第14条 (免責)

仲裁人、日本スポーツ仲裁機構、日本スポーツ仲裁機構の役員及び事務局職員は、故意又は重過失に よる場合を除き、仲裁手続に関する作為又は不作為について、何人に対しても責任を負わない。

Chapter II Arbitral Proceedings

Section 1 Requests and Defenses

Article 15 Time Limit for Requests for Arbitration

- (1) Requests for arbitration must reach the Japan Sports Arbitration Agency within 21 days after the date of the decision that is the subject of the Request. However, this shall not apply where there are special circumstances not attributable to the claimant such that a Request cannot be made within this period.
- (2) Notwithstanding the provisions of the preceding paragraph, Requests by the World Anti-Doping Agency for arbitration must reach the Japan Sports Arbitration Agency within 42 days after the date of the decision that is the subject of the Request, or within 21 days after the World Anti-Doping Agency has received all Documents regarding that decision. However, this shall not apply where there are special circumstances not attributable to the World Anti-Doping Agency such that a Request cannot be made within this period.

Article 16 Requests for Arbitration

- (1) Persons who wish to make a Request for arbitration under these rules must submit a Request for arbitration stating the following matters to the Japan Sports Arbitration Agency:
 - (i) That the dispute is submitted to arbitration under these rules;
 - (ii) The names and addresses of both Parties;
 - (iii) Where a representative has been determined, their name and address;
 - (iv) The nomination of a person who is to receive notices etc. relating to the arbitral proceedings and that person's contact details (place for sending Documents, telephone number, cellular phone number, facsimile number and email address);
 - (v) The particulars of the decision that is the subject of the Request;
 - (vi) The objectives of the Request (the details of the relief sought);
 - (vii) Where necessary, a demand for a stay of execution the decision that is the subject of the Request or other provisional measures, and the concrete reasons for the demand.
- (2) Claimants must submit a statement of the purpose of their Request stating the following matters to the Japan Sports Arbitration Agency within ten days after the expiry of the time limit for making a Request:
 - (i) An outline of the dispute;
 - (ii) The concrete grounds and method of proof on which the claim is based.
- (3) Where a claimant has failed to submit a statement of the purpose of their Request, the Request shall be deemed to have been withdrawn.
- (4) Where arbitral proceedings will be conducted by a representative, the representative must submit a letter of attorney to the Japan Sports Arbitration Agency together with the Request for arbitration.
- (5) Claimants must, when making a Request for arbitration, pay the request fees prescribed in the *Rules on Sports Arbitration Fees for Doping Disputes* to the Japan Sports Arbitration Agency. If the claimant does not pay these fees, the Request for arbitration shall be deemed to have not been made.
- (6) Where the Request for arbitration is lacking requirements prescribed in this article, the Japan Sports Arbitration Agency will prescribe a reasonable period and notify the claimant that they are to correct the defective part within that period, and where the claimant does not comply with this notice the Request shall be deemed to have not been made.

第2章 仲裁手続

第1節 申立て及び答弁

第15条 (申立ての期限)

- 仲裁の申立ては、申立ての対象となっている決定がされた日から21日以内に、日本スポーツ仲裁
 機構に到達しなければならない。ただし、申立人の責めに帰すべき事情によらないでこの期間内に
 申立てができない特別の事情がある場合にはこの限りではない。
- 2 前項の規定にかかわらず、世界ドーピング防止機構による仲裁の申立ては、申立ての対象となっている決定がされた日から42日以内、又は、世界ドーピング防止機構がその決定に関する完全な書類を受け取ってから21日以内に、日本スポーツ仲裁機構に到達しなければならない。ただし、世界ドーピング防止機構の責めに帰すべき事情によらないでこの期間内に申立てができない特別の事情がある場合にはこの限りではない。

第16条 (仲裁の申立て)

- 1 この規則による仲裁を申立てようとする者は、次に掲げる事項を記載した仲裁申立書を日本スポ ーツ仲裁機構に提出しなければならない。
 - (1) 紛争をこの規則による仲裁に付託すること
 - (2) 当事者双方の氏名又は名称及び住所
 - (3) 代理人を定めた場合には、その氏名及び住所
 - (4) 仲裁手続に係る通知等を受領する者の指定及びその連絡先(書面送付場所、電話番号、携 帯電話番号、ファクシミリ番号及び電子メールアドレス)
 - (5) 申立ての対象となる決定の特定
 - (6) 請求の趣旨(求める救済内容)
 - (7) 必要がある場合には、申立ての対象となる決定の執行停止その他の暫定措置の請求及びその具体的な理由
- 2 申立人は、申立期限満了から10日以内に、次に掲げる事項を記載した申立趣意書を日本スポーツ 仲裁機構に提出しなければならない。
 - (1) 紛争の概要
 - (2) 請求を根拠づける具体的な理由及び証明方法
- 3 申立趣意書の提出を怠った場合には、申立ては取下げられたものとみなされる。
- 4 代理人によって仲裁手続を行う場合には、代理人は、仲裁申立書とともに、委任状を日本スポー ツ仲裁機構に提出しなければならない。
- 5 申立人は、仲裁申立ての際、ドーピング紛争に関するスポーツ仲裁料金規程に定める申立料金を 日本スポーツ仲裁機構に納付しなければならない。申立人がこれを納付しないときは、仲裁申立て はされなかったものとみなす。
- 6 仲裁申立書が本条に定める要件を欠く場合には、日本スポーツ仲裁機構は相当な期間を定め、その期間内にその欠ける部分を補正すべきことを申立人に通知し、申立人がこれに従わない場合には、 仲裁申立てはされなかったものとみなす。

Article 17 Acceptance and Notice of Requests for Arbitration

- (1) The Japan Sports Arbitration Agency will, after the submission of a Request for arbitration that conforms to the provisions of Paragraphs 1 and 2 of the preceding article, confirmation of the existence of an arbitration agreement and confirmation of the payment of the request fees prescribed in the *Rules on Sports Arbitration Fees for Doping Disputes*, accept the Request and notify the claimant and respondent without delay. A copy of the Request for arbitration will be attached to the notice of acceptance given to the respondent.
- (2) The Japan Sports Arbitration Agency must, in the notices in the preceding paragraph, explain the matters prescribed in Article 18 in relation to the submission of Defenses, as well as the matters prescribed in Articles 23 through 25 in relation to the selection of arbitrators, and give appropriate directions.
- (3) The Japan Sports Arbitration Agency shall notify the Japan Anti-Doping Agency of the fact that proceedings have commenced under these rules and the details of the case (including the Request for arbitration and other Documents), as appropriate during the proceedings.

Article 18 Defenses

- (1) The respondent must, as soon as possible after the date on which the notice of acceptance of a Request for arbitration prescribed by Article 17(1) is issued, and within 20 days at the latest, submit a Defense stating the following matters to the Japan Sports Arbitration Agency:
 - (i) The names or titles and addresses of both Parties;
 - (ii) Where a representative has been determined, their name and address;
 - (iii) The nomination of a person who is to receive notices etc. relating to the arbitral proceedings and that person's contact details (place for sending Documents, telephone number, cellular phone number, facsimile number and email address);
 - (iv) The objectives of the Defense;
 - (v) An outline of the dispute;
 - (vi) The concrete grounds and method of proof for the Defense.
- (2) Respondents that are organizations must submit to the Japan Sports Arbitration Agency a copy of the body's organizational rules, as well as materials showing the arbitral proceedings will be carried out by a person qualified to represent that body.
- (3) Where arbitral proceedings will be carried out by a representative, the representative must submit a letter of attorney to the Japan Sports Arbitration Agency together with the Defense.
- (4) Where a Defense has been submitted, the Japan Sports Arbitration Agency will send a copy without delay to the Parties, and if arbitrators have been selected, to the arbitrators.

Article 19 Amendments to Requests for Arbitration

- (1) Claimants may submit requests for amendment to the Japan Sports Arbitration Agency and amend their Requests for arbitration, limited to amendments included under the same arbitration agreement. However, after the sports arbitration panel is formed claimants must submit an application for approval of the amendment of their Request for arbitration to the sports arbitration panel and obtain the approval of the sports arbitration panel.
- (2) Sports arbitration panels must, before granting the approval in the preceding paragraph, provide an opportunity to hear the opinion of the respondent.
- (3) Sports arbitration panels will not grant the approval in Paragraph 1 where the amendment of the Request for arbitration would significantly delay the arbitral proceedings, where it would be detrimental to the interest of

第17条 (仲裁申立ての受理及び通知)

- 1 日本スポーツ仲裁機構は、前条第1項及び第2項の規定に適合した仲裁申立書の提出、仲裁合意の 存在の確認、及びドーピング紛争に関するスポーツ仲裁料金規程に定める申立料金の納付の確認の 後、申立を受理し、遅滞なく、申立人及び被申立人に通知する。被申立人に対する受理の通知には、 仲裁申立書の写しを添付する。
- 2 日本スポーツ仲裁機構は、前項の通知において、答弁書の提出について第18条に定める事項を、 また、仲裁人の選定について第23条から第25条に定める事項を説明し、しかるべき指示を与えなければならない。
- 3 日本スポーツ仲裁機構は、この規則による手続が開始されたこと及びその事案の内容(仲裁申立 書その他の文書を含む。)を手続の推移に沿って適宜、日本アンチ・ドーピング機構に通知するも のとする。

第18条 (答弁)

- 1 被申立人は、第17条第1項に定める仲裁申立受理通知の発信日から可能な限り早く、遅くとも20 日以内に、次に掲げる事項を記載した答弁書を日本スポーツ仲裁機構に提出しなければならない。
 - (1) 当事者双方の氏名又は名称及び住所
 - (2) 代理人を定めた場合には、その氏名及び住所
 - (3) 仲裁手続に係る通知等を受領する者の指定及びその連絡先(書面送付場所、電話番号、携 帯電話番号、ファクシミリ番号及び電子メールアドレス)
 - (4) 答弁の趣旨
 - (5) 紛争の概要
 - (6) 答弁の具体的な理由及び証明方法
- 2 団体である被申立人は、その団体の組織規定の写しとともに、仲裁手続がその団体を代表する資格を有する者によって行われることを示す資料を日本スポーツ仲裁機構に提出しなければならない。
- 3 代理人によって仲裁手続を行う場合には、代理人は、答弁書とともに、委任状を日本スポーツ仲 裁機構に提出しなければならない。
- 4 答弁書の提出があった場合には、日本スポーツ仲裁機構は遅滞なく当事者、及び仲裁人が選定さ れているときは仲裁人に、その写しを送付する。

第19条 (申立ての変更)

- 1 申立人は、同一の仲裁合意の対象に含まれる限り、申立変更書を日本スポーツ仲裁機構に提出してその申立ての変更をすることができる。ただし、スポーツ仲裁パネルが成立した後においては、申立変更許可申請書を当該スポーツ仲裁パネルに提出してその許可を得なければならない。
- 2 スポーツ仲裁パネルは、前項の許可をするに先立ち、被申立人の意見を聴く機会を設けなければ ならない。
- 3 スポーツ仲裁パネルは、申立ての変更が仲裁手続の進行を著しく遅延させる場合、被申立人の利 益を害する場合、又はその申立ての変更を許可することが不適当と認めるその他の事情があると認

the respondent, or where other circumstances are found such that the panel considers it inappropriate to approve the amendment of the Request for arbitration.

(4) The provisions of Article 18 will apply, with the necessary changes, to Defenses to amended Requests for arbitration. However, the period will be calculated from the date on which the Japan Sports Arbitration Agency issues the notice of amendment of the Request for arbitration to the respondent.

Article 20 Withdrawal of Requests for Arbitration

- (1) Claimants may independently withdraw their Requests for arbitration, limited to within 10 days after the date on which the notice of acceptance of the Request for arbitration prescribed in Article 17(1) was issued.
- (2) In cases other than those in the preceding paragraph, claimants may withdraw their Requests for arbitration, limited to if they have obtained the consent of the respondent.
- (3) Withdrawals of Requests for arbitration will become effective when the notice of withdrawal of the Request for arbitration, or where the preceding paragraph applies, the notice of the respondent's consent to the withdrawal, reaches the Japan Sports Arbitration Association.

Article 21 Prohibitions on Filing of Legal Actions and Duplicate Requests for Arbitration

- (1) In disputes to which these rules apply, appeals may be made solely under these rules, and no petition may be made to a court or other institution.
- (2) Persons who have already made a Request for arbitration under these rules may not make a Request for arbitration in relation to the same case. However, in order to protect the rights of these persons, this shall not apply where there as special circumstances in favor of making a duplicate Request for arbitration under these rules.

Article 22 Pursuit of Arbitral Proceedings before Sports Arbitration Panel is Formed

The Japan Sports Arbitration Agency may, before a sports arbitration panel is formed, progress proceedings to constitute the sports arbitration panel, even where the respondent has objected to the establishment or validity of the arbitration agreement. In this event, the sports arbitration panel will determine the appropriateness of the objection to the establishment or validity of the arbitration agreement in compliance with Article 31 after the sports arbitration panel is formed.

Section 2 Arbitrators and Constitution of Sports Arbitration Panels

Article 23 Arbitrators

- (1) Arbitrators must handle cases independently, fairly and speedily. An arbitrator may not directly obtain remuneration or other benefits from the Parties, even if the arbitrator was selected by the Parties.
- (2) Persons who have considered an application from an athlete Party regarding a Therapeutic Use Exemption (TUE) for Prohibited Substances or an appeal from a decision on an application from an athlete Party regarding a Therapeutic Use Exemption (TUE) for Prohibited Substances, persons who have had some other kind of involvement in an arbitration case, and persons who have an interest in an arbitration case, may not be arbitrators.
- (3) Where it is possible that an arbitrator's circumstances may affect the impartiality an arbitrator properly holds towards the Parties to an arbitration case, the arbitrator must promptly disclose the circumstances to the Japan Sports Arbitration Agency, the president of the arbitration panel and the Parties.
- (4) The Japan Sports Arbitration Agency shall prepare a sports arbitrator candidate list, listing candidate sports
める場合は、第1項の許可を行わない。

4 変更された申立てに対する答弁については第18条の規定を準用する。ただし、期間については、 日本スポーツ仲裁機構が被申立人に申立ての変更の通知を発信した日から起算する。

第20条 (仲裁申立ての取下げ)

- 1 申立人は、第17条第1項に定める仲裁申立受理通知の発信日から10日以内に限り、単独で仲裁申 立てを取下げることができる。
- 2 前項以外の場合は、申立人は、被申立人の同意を得たときに限り、仲裁申立てを取下げることができる。
- 3 仲裁申立ての取下げは、仲裁申立取下書及び前項の場合は被申立人の取下同意書が日本スポーツ 仲裁機構に到達した時に効力を生ずる。

第21条 (裁判所等への申立ての禁止及び重複する仲裁申立ての禁止)

- 1 この規則の適用がある紛争については、専らこの規則に基づいてのみ不服を申立てることができ、 裁判所その他の機関への申立てをすることはできない。
- 2 この規則に基づく仲裁申立てを既にしている者は、同一の事案について仲裁申立てをすることはできない。ただし、その者の権利保護のために、この規則に基づく重複した仲裁申立てをする特別の事情がある場合はこの限りではない。

第22条 (スポーツ仲裁パネルの成立前における仲裁手続の続行)

日本スポーツ仲裁機構は、スポーツ仲裁パネルの成立前において、被申立人が仲裁合意の成立又は効 力について異議を述べた場合であっても、スポーツ仲裁パネル構成のための手続を進めることができる。 この場合において、仲裁合意の成立又は効力についての異議の当否は、スポーツ仲裁パネルの成立後、 第31条の規定に従いスポーツ仲裁パネルが判断する。

第2節 仲裁人及びスポーツ仲裁パネルの構成

第23条 (仲裁人)

- 1 仲裁人は、独立して、公正かつ迅速に事案の処理にあたらなければならない。仲裁人は、当事者 により選定された仲裁人であっても、当事者から直接に報酬その他の利益を得てはならない。
- 2 当事者である競技者に係る禁止物質の治療目的使用の適用措置(TUE)の申請又はそれに関す る決定に対する不服申立てを検討したことがある者その他仲裁事案に何らかの形で関与したことが ある者、及び仲裁事案に利害関係を有する者は、仲裁人になることができない。
- 3 仲裁人は、仲裁人として当該仲裁事案の当事者に対して持つべき公平性に影響を及ぼす可能性が ある事情を持つ場合には、速やかにこれをスポーツ仲裁機構、スポーツ仲裁パネルの長、及び当事 者に開示しなければならない。
- 4 日本スポーツ仲裁機構は、仲裁人候補を掲載したスポーツ仲裁人候補者リストを作成し、必要に

arbitrators, and shall review the list as necessary.

- (5) Arbitrators must be selected from the sports arbitrator candidate list prescribed in the preceding paragraph. However, this shall not apply where the Japan Sports Arbitration Agency finds that the Parties' selections of arbitrators are particularly reasonable.
- (6) Arbitrators and Parties may not, after the arbitrators are selected, have direct contact with each other in relation to the case. However, this shall not apply where there are special circumstances if the method is such that impartiality is not prejudiced.

Article 24 Number of Arbitrators and Sports Arbitration Panel

- (1) Sports arbitration panels will, in principle, be constituted by 3 arbitrators. However, if the Japan Sports Arbitration Agency finds it appropriate, a sports arbitration panel will be constituted by a single arbitrator.
- (2) A sports arbitration panel will be formed when all arbitrators have been selected.
- (3) Where a sports arbitration panel is constituted by multiple arbitrators, the decisions of the panel, including arbitral awards, will be made by a majority of the arbitrators.

Article 25 Arbitrator Selection Procedures

- (1) Where 3 arbitrators are to be selected under the provisions of Article 24, the Parties will each select one arbitrator, within one week from the date on which the notice of acceptance of the Request for arbitration prescribed by Article 17(1) is issued. If the Parties do not select arbitrators within that period, the Japan Sports Arbitration Agency will select arbitrators. The 2 selected arbitrators will select a further arbitrator by agreement within the period designated by the Japan Sports Arbitration Agency. If the 2 selected arbitrators do not select a further arbitrator. The final arbitrator selected in this manner shall be the president of the panel.
- (2) Where it is proper for the Japan Sports Arbitration Agency to select one arbitrator, the Japan Sports Arbitration Agency will select that arbitrator.
- (3) Where the Japan Anti-Doping Agency joins in arbitration proceedings as an independent interested Party under the provisions of Article 41(2), arbitrators will be selected by the agreement of all Parties. Where this selection of arbitrators by agreement has not been carried out by the date on which two weeks has passed from the date on which the third party joined in the arbitration proceedings, the Japan Sports Arbitration Agency shall decide on the number of arbitrators and select the arbitrators, giving consideration to the scale and complexity of the dispute.
- (4) The Japan Sports Arbitration Agency must liaise with persons selected as arbitrators and obtain their acceptance of their appointment as arbitrators. Where an arbitrator declines an appointment, an alternative arbitrator will be selected in compliance with this article.

Article 26 Notice of Selection of Arbitrators

- (1) When Parties or Arbitrators have selected a person listed on the sports arbitrator candidate list as an arbitrator, they must submit a notice of arbitrator selection stating the name of that person to the Japan Sports Arbitration Agency without delay. The Japan Sports Arbitration Agency will send copies of the notice to the counterparty and the arbitrators already selected, without delay.
- (2) When Parties or arbitrators have selected a person who is not listed on the sports arbitrator candidate list as an arbitrator, they must submit a notice of arbitrator selection stating that person's name, address and occupation, as well as valid contact details, including their telephone number and email address, attaching the person's

応じ随時更新するものとする。

- 5 仲裁人は、前項に定めるスポーツ仲裁人候補者リストの中から選任しなければならない。ただし、 当事者の選定する仲裁人については、日本スポーツ仲裁機構が特に合理性があると認める場合はこの限りではない。
- 6 仲裁人選任後においては、仲裁人と当事者とは、事案について相互に直接連絡をとってはならない。ただし、特段の事情がある場合において、公正性を損なわないような方法であればこの限りではない。

第24条 (仲裁人の人数及びスポーツ仲裁パネル)

- 1 スポーツ仲裁パネルは、原則として3人の仲裁人により構成される。ただし、日本スポーツ仲裁 機構が適当と認めるときは、スポーツ仲裁パネルは1人の仲裁人により構成される。
- 2 スポーツ仲裁パネルは、すべての仲裁人が選任された時に成立する。
- 3 スポーツ仲裁パネルが複数の仲裁人で構成される場合には、その決定は、仲裁判断を含め、仲裁 人の過半数をもってする。

第25条 (仲裁人の選定手続)

- 1 第24条の規定により3人の仲裁人が選定されるべき場合には、当事者は、第17条第1項に定める仲 裁申立受理通知の発信日から1週間以内に、各1人の仲裁人を選定する。当事者がその期間内に仲裁 人を選定しないときは、日本スポーツ仲裁機構が仲裁人を選定する。選定された2人の仲裁人は、 日本スポーツ仲裁機構が指定する期間内に、その合意により更に1人の仲裁人を選定する。それら の仲裁人がその期間内にそのもう1人の仲裁人を選定しないときは、日本スポーツ仲裁機構がその 仲裁人を選定する。このようにして選定された最後の仲裁人をスポーツ仲裁パネルにおける仲裁人 長とする。
- 2 日本スポーツ仲裁機構の決定により1人の仲裁人が選定されるべき場合には、日本スポーツ仲裁 機構がその仲裁人を選定する。
- 3 第41条第2項の規定により、日本アンチ・ドーピング機構が独立の利害関係を有する当事者として仲裁手続に参加する場合には、全当事者の合意により、仲裁人を選定する。第三者が仲裁手続に参加した日から2週間を経過する日までにその合意による仲裁人の選定がなされない場合には、日本スポーツ仲裁機構は、紛争の規模及び複雑性を考慮して仲裁人の数を決定し、仲裁人を選定するものとする。
- 4 日本スポーツ仲裁機構は、仲裁人として選定された者に連絡をし、仲裁人就任の承諾を得なけれ ばならない。仲裁人が就任を辞退する場合には、本条に従ってそれに代わる仲裁人を選定する。

第 26 条 (仲裁人の選定通知)

- 1 当事者又は仲裁人がスポーツ仲裁人候補者リストに掲載されている者を仲裁人として選定したときは、遅滞なく日本スポーツ仲裁機構にその氏名を記載した仲裁人選定通知書を提出しなければならない。日本スポーツ仲裁機構は、遅滞なく相手方当事者及びすでに選定されている仲裁人に、その写しを送付する。
- 2 当事者又は仲裁人がスポーツ仲裁人候補者リストに掲載されていない者を仲裁人として選定した ときは、その者の受諾書を添えて、遅滞なく日本スポーツ仲裁機構にその氏名、住所、職業、及び 電話番号・電子メールアドレス等の有効な連絡先を記載した仲裁人選定通知書を提出しなければな

written acceptance of their appointment, to the Japan Sports Arbitration Agency, without delay.

- (3) In cases under the preceding paragraph, where the Japan Sports Arbitration Agency has approved the selection of the arbitrator after determining the reasonableness of the selection in compliance with Article 23(5), the Japan Sports Arbitration Agency will notify the parties and the arbitrators already selected of that person's name and occupation, without delay. Where the selection of the arbitrator is not approved, the Japan Sports Arbitration Agency will send a Document giving notice to that effect to the Party who submitted the notice of arbitrator selection.
- (4) When the Japan Sports Arbitration Agency has selected an arbitrator, the Japan Sports Arbitration Agency will notify the Parties and the arbitrators already selected of that person's name, without delay.

Article 27 Burden of Non-resident Arbitrators' Costs

- (1) Where a person who does not reside in Japan is selected as an arbitrator, the Party who selected the arbitrator will bear the costs made necessary by the fact that the arbitrator does not reside in Japan. However, the sports arbitration panel may prescribe a different apportionment of the burden of costs in the arbitral award.
- (2) Where the Japan Sports Arbitration Agency or arbitrators have selected a person who does not reside in Japan as an arbitrator, the sports arbitration panel will decide the apportionment of the burden of costs in the arbitral award.

Article 28 Challenges to Arbitrators

- (1) The Parties may, by agreement, challenge an arbitrator they regard as inappropriate.
- (2) Requests by one Party to challenge an arbitrator will be determined by the Japan Sports Arbitration Agency after giving the Party and the arbitrator in question an opportunity to state their opinions.

Article 29 Resignation and Dismissal of Arbitrators

- (1) Arbitrators may not resign without reasonable grounds.
- (2) Where an arbitrator does not perform their duties or is unduly delayed in the performance of their duties, or where the arbitrator cannot legally or practically perform their duties, the Japan Sports Arbitration Agency may dismiss that arbitrator.

Article 30 Replacement Arbitrators

Where it has become necessary to replace an arbitrator due to death, challenge, resignation or dismissal, a replacement arbitrator shall be selected in compliance with the procedures for selecting that arbitrator.

Section 3 Hearing Procedures

Article 31 Competence of Sports Arbitration Panel as to Jurisdiction

Sports arbitration panels may decide whether or not they are competent to make arbitral awards in cases submitted to the panel.

Article 32 General Principles

- (1) Sports arbitration panels must treat the Parties fairly, and allow the Parties ample opportunity to make claims, adduce evidence and mount Defenses.
- (2) Hearings and other deliberative proceedings will be carried out under the direction of the sports arbitration

らない。

- 3 前項の場合、日本スポーツ仲裁機構は、第23条第5項に従いその合理性を判断の後、仲裁人の選定を認める場合には、遅滞なく相手方当事者及びすでに選定されている仲裁人に、その者の氏名ならびに職業を通知する。仲裁人の選定を認めない場合にはその旨を通知する書面を仲裁人選定通知書を提出した当事者に送付する。
- 4 日本スポーツ仲裁機構が仲裁人を選定したときは、遅滞なく当事者及びすでに選定されている仲 裁人に、その者の氏名を通知する。

第27条 (非居住者である仲裁人の費用の負担)

- 1 当事者が日本に居住していない者を仲裁人に選定した場合には、その仲裁人が日本に居住していないことのために必要とされる費用を、その仲裁人を選定した当事者が負担する。ただし、スポーツ仲裁パネルは、仲裁判断においてこれと異なる負担割合を定めることができる。
- 2 日本スポーツ仲裁機構又は仲裁人が日本に居住していない者を仲裁人に選定した場合には、スポ ーツ仲裁パネルは、仲裁判断においてその費用の負担割合を決定する。

第28条 (忌避)

- 1 当事者は合意により、不適切と思われる仲裁人を忌避することができる。
- 2 当事者の一方による仲裁人忌避の申立てについては、当事者及び問題となっている仲裁人に対して意見を述べる機会を与えた上で、日本スポーツ仲裁機構がこれを判断する。

第29条 (辞任及び解任)

- 1 仲裁人は、正当な理由がある場合でなければ、辞任することができない。
- 2 仲裁人が職務を遂行せず若しくは職務の遂行を不当に遅延している場合、又は法律上若しくは事 実上仲裁人が職務を遂行することができない場合は、日本スポーツ仲裁機構はその仲裁人を解任す ることができる。

第30条 (補充)

死亡、忌避、辞任又は解任により仲裁人の補充が必要となった場合には、その仲裁人の選定に係る手 続に従い、代わりの仲裁人を選定するものとする。

第3節 審理手続

第31条 (スポーツ仲裁パネルの管轄についての判断権)

スポーツ仲裁パネルは、付託された事案について仲裁判断をする権限を有するか否かを決定すること ができる。

第 32 条 (審理手続の原則)

- 1 スポーツ仲裁パネルは、当事者を公平に扱い、当事者が主張、立証及びこれに対する防御を行う に十分な機会を与えなければならない。
- 2 審問その他審理手続はスポーツ仲裁パネル(3名の仲裁人の場合には仲裁人長)の指揮のもとに

panel (where there are 3 arbitrators, the president of the panel).

Article 33 Hearing Dates

- (1) The Japan Sports Arbitration Agency will decide the dates and places of hearings after providing an opportunity to hear the Parties' opinions. Where the Hearing Dates extend across 2 or more days, the hearings must be held on consecutive days, so far as is possible.
- (2) The Japan Sports Arbitration Agency must, when the Hearing Dates and places have been decided, notify the Parties of the Hearing Dates, without delay.
- (3) On the Hearing Dates, the law and facts will be discussed, and evidence will be presented and examined.
- (4) If there is a request from both Parties for a change in the Hearing Dates, the Hearing Dates must be changed. If there is a request from one Party for a change in the Hearing Dates, the sports arbitration panel may change the dates, limited to where the Panel finds that the circumstances are unavoidable.
- (5) The requests in the preceding paragraph must be by Document, except where they are made on a Hearing Date.

Article 34 Submission of Written Claims

- (1) Parties may submit claim Documents to the sports arbitration panel on Hearing Dates or on days other than Hearing Dates. The sports arbitration panel may encourage the submission of claims Documents.
- (2) The Japan Sports Arbitration Agency shall, under the direction of the sports arbitration panel, promptly deliver or send the claim Documents to the counterparty.

Article 35 Clarification of Facts

Sports arbitration panels may, in order to facilitate understanding of a case, seek explanations of the Parties' claims or attend on site to conduct inspections or investigations, having given the Parties the opportunity to be present.

Article 36 Presenting of Evidence

- (1) Parties may submit the following items to the sports arbitration panel in order to present evidence:
 - (i) To present documentary evidence, an explanation of the evidence with the Documents in evidence attached;
 - (ii) To present the questioning of witnesses, an application to question a witness specifically listing the witnesses and questions;
 - (iii) To present expert opinion or tests, an application to present expert opinion or testing stating the expert opinions or tests and methods.
- (2) Evidence may be presented even on days other than Hearing Dates.
- (3) The Japan Sports Arbitration Agency shall, under the direction of the sports arbitration panel, promptly delivery or send evidence presented on days other than Hearing Dates to the Parties (excluding the Party who submitted the evidence).
- (4) Parties other than the Party who presented the evidence may submit a written opinion on the evidence presented to the sports arbitration panel, limited to within 3 days after the date on which the Parties received the evidence delivered or sent. The provisions of the preceding 2 paragraphs will apply where this paragraph applies, with the necessary changes.
- (5) Sports arbitration panels will decide whether to accept or reject the presentation of evidence promptly after the period in the preceding paragraph has expired. In this event, the Japan Sports Arbitration Agency will notify

行う。

第33条 (審問期日)

- 1 審問期日及び場所は、スポーツ仲裁パネルが当事者の意見を聴く機会を設けた上で決定する。審 問期日が2日以上にわたる場合には、できる限り連続する日に開かなければならない。
- 2 審問期日及び場所が決定されたときは、日本スポーツ仲裁機構は遅滞なくこれを当事者に通知しなければならない。
- 3 審問期日においては、法及び事実に関する対論、並びに証拠の申し出及び証拠調べを行う。
- 4 当事者双方から審問期日の変更の申し出があったときは、その期日を変更しなければならない。 当事者の一方から審問期日の変更の申し出があったときは、スポーツ仲裁パネルは、やむを得ない 事情があると認める場合に限り、期日を変更することができる。
- 5 前項の申し出は、審問期日においてする場合を除き、書面でしなければならない。

第34条(主張書面の提出)

- 1 当事者は、審問期日又は審問期日外において主張書面をスポーツ仲裁パネルに提出することがで きる。スポーツ仲裁パネルは、主張書面の提出を促すことができる。
- 2 日本スポーツ仲裁機構は、スポーツ仲裁パネルの指示により、その主張書面を速やかに相手方に 交付又は送付するものとする。

第35条 (事案の明確化)

スポーツ仲裁パネルは、事案の理解に資するため、当事者の主張について説明を求め、又は当事者の 立会いの機会を与えた上で、現地に臨んで検査若しくは調査をすることができる。

第36条 (証拠の申し出)

- 1 当事者は、スポーツ仲裁パネルに次のものを提出して、証拠の申し出をすることができる。
 - (1) 書証の申し出については、証拠たる書面を添付した証拠説明書
 - (2) 証人尋問の申し出については、証人及び尋問事項を特定記載した証人尋問申請書
 - (3) 鑑定又は検証の申し出については、鑑定事項又は検証事項及び方法を記載した鑑定又は検 証申請書
- 2 証拠の申し出は、審問期日外においても行うことができる。
- 3 日本スポーツ仲裁機構は、スポーツ仲裁パネルの指示により、それを速やかに当事者(提出者を 除く)に交付又は送付するものとする。
- 4 証拠の申し出を行った当事者以外の当事者は、前項の交付又は送付を受けた日から3日間以内に 限り、証拠の申し出に対する意見書をスポーツ仲裁パネルに提出することができる。前2項の規定は、 本項の場合に準用する。
- 5 スポーツ仲裁パネルは、前項の期間が経過した後、速やかに証拠の申し出について採否を決定す る。この場合には、日本スポーツ仲裁機構は遅滞なくその結果を当事者に通知しなければならない。

the Parties of the result without delay.

Article 37 Examination of Evidence

- (1) Parties are responsible for adducing evidence of the facts on which their claim or Defense is based.
- (2) Sports arbitration panels may, when the panel finds it is necessary, request that Parties submit evidence, or examine evidence not submitted by the Parties.
- (3) The examination of evidence may be carried out even on days other than Hearing Dates. In this event, the Parties must be given the opportunity to be present.
- (4) Sports arbitration panels may, when the panel finds that it is necessary, or when a Party has made an application, make inquiries of and request answers from public and private institutions. The panel must disclose the answers obtained to the Parties.

Article 38 Burden of Costs, including of Investigations

The costs of the examination of evidence, inquiries and inspections or investigations under the provisions of Article 35, when due to the directions of the sports arbitration panel, will be borne by the Parties in equal amounts, and when due to the request of one Party, will be borne by the Party who made that request. However, the sports arbitration panel may change the apportionment of the burden of costs according to the circumstances.

Article 39 General Principle of Appearance of Parties

- (1) Where one or both Parties fails to appear without reasonable grounds, the hearing may be held in their absence. However, where both Parties have failed to appear, the hearing may not be concluded on that date.
- (2) Where one Party has failed to appear without reasonable grounds, the hearing may proceed based on that Party's claims and adduced evidence.

Article 40 Inquiries by Sub-Panels

Sports arbitration panels may, when the panel finds that it is necessary, have one or more arbitrators who are part of the sports arbitration panel question witnesses, carry out verification, or conduct the inspections or investigations prescribed in Article 35.

Article 41 Participation in Proceedings

- (1) Persons subject to a decision that is the subject of an appeal, or the National Sports Federation and International Sports Federation, the Japanese Olympic Committee, the Japan Sports Association, the Japan Sports Association for the Disabled and the World Anti-Doping Agency may join arbitral proceedings as an observer at any time up to the conclusion of the hearing. Observers are not entitled to make their own demands or claims etc., and may only make statements and submit materials, etc., with the permission or at the request of the sports arbitration panel.
- (2) The Japan Anti-Doping Agency is entitled to join in arbitral proceedings as a Party or observer at any time up to the conclusion of the hearing.
- (3) Where the Japan Anti-Doping Agency joins arbitral proceedings under the provisions of the preceding paragraph as a Party before the sports arbitration panel is formed, if the Japan Anti-Doping Agency has an independent interest in the proceedings, the selection of arbitrators will be carried out under the provisions of Article 25(3) and in cases other than these, the Japan Anti-Doping Agency will not influence the constitution of the panel.

第37条 (証拠調べ)

- 1 当事者は、その請求又は防御の根拠となる事実を立証する責任を負う。
- 2 スポーツ仲裁パネルは、必要があると認めるときは、当事者に証拠の提出を求め、又は当事者から申し出がない証拠調べをすることができる。
- 3 証拠調べは、審問期日外においても行うことができる。この場合には、当事者に立会いの機会を 与えなければならない。
- 4 スポーツ仲裁パネルは、必要があると認めるとき、又は当事者の申請があるときは、公私の機関 に照会し回答を求めることができる。得られた回答は当事者に開示しなければならない。

第38条 (証拠調べその他の費用の負担)

証拠調べ、照会及び第35条の規定による検査又は調査に要する費用は、スポーツ仲裁パネルの指示に よるものであるときは当事者がそれぞれ等額を負担し、一方の当事者の要請によるものであるときは、 その要請を行った当事者が負担する。ただし、スポーツ仲裁パネルは事情によりこの負担割合を変更す ることができる。

第 39 条 (当事者出席の原則)

- 1 当事者の一方又は双方が、合理的な理由がなく欠席した場合には、欠席のまま審問を開くことがで きる。ただし、当事者の双方が欠席した場合には、その期日をもって審理を終結することはできない。
- 2 当事者の一方が合理的な理由がなく欠席した場合には、出席した当事者の主張と立証に基づいて 審理を進めることができる。

第40条 (一部の仲裁人による手続)

スポーツ仲裁パネルは、必要があると認めるときは、スポーツ仲裁パネルを構成する仲裁人の1人又 は数人に証人尋問、検証、第35条に定める検査又は調査をさせることができる。

第41条 (手続参加)

- 1 不服申立ての対象となっている決定の対象者又は事項に関係する国内競技連盟及び国際競技連盟、財団法人日本オリンピック委員会、財団法人日本体育協会、財団法人日本障害者スポーツ協会、並びに世界ドーピング防止機構は、審理の終結に至るまではいつでも、オブザーバーとして仲裁手続に参加することができる。オブザーバーは、権利としては自己の請求、主張その他をすることはできず、スポーツ仲裁パネルの許可又は要請がある場合にのみ、発言、資料の提出等をすることができる。
- 2 日本アンチ・ドーピング機構は、審理の終結に至るまではいつでも、当事者又はオブザーバーとして仲裁手続に参加する権利を有する。
- 3 前項の規定による日本アンチ・ドーピング機構の当事者としての参加がスポーツ仲裁パネルの成 立以前である場合であって、独立の利害関係を有するときには、仲裁人の選定は第25条第3項の規 定により行い、その他の場合には、その構成に影響を及ぼさない。

(4) The provisions of Articles 16 through 22 will apply, with the necessary changes, to claims etc. made by the Japan Anti-Doping Agency under the provisions of Paragraph 2.

Article 42 Joint Proceedings for Multiple Requests for Arbitration

- (1) The Japan Sports Arbitration Agency may, when the Agency finds it necessary, join multiple Requests for arbitration in the same proceedings where the objectives of the claims are mutually related.
- (2) Where multiple Requests for arbitration have been joined in the same proceedings under the provisions of the preceding paragraph, the provisions of Paragraph 3 of the preceding article will apply to the selection of arbitrators, with the necessary changes.

Article 43 Closed Proceedings, Release of Arbitral Awards, Duty of Confidentiality

- (1) Arbitral proceedings and records of proceedings shall be closed.
- (2) Notwithstanding the preceding paragraph, hearings will be open where all Parties agree to the proceedings being open.
- (3) The Japan Sports Arbitration Agency will release arbitral awards by an appropriate method. However, where there are special circumstances, the Agency will withhold some or all of an arbitral award from publication.
- (4) Except for the scope provided for in the preceding paragraph, arbitrators, Parties, Parties' representatives and advisors, and observers and the Japan Anti-Doping Agency, as well as persons connected with the Japan Sports Arbitration Agency, may not divulge secrets, knowledge of which was acquired through arbitration cases, to others.
- Article 44 Audiovisual Recording of Hearings, Written Records of Hearings, Preparation of Stenographic Transcripts, and Burden of Costs
- (1) The Japan Sports Arbitration Agency may make audio or audiovisual recordings of hearings.
- (2) The Japan Sports Arbitration Agency will prepare written records of hearings if the sports arbitration panel directs. Written records of hearings will state the dates, place, names of attendees and an outline of the hearing.
- (3) The Japan Sports Arbitration Agency will arrange for the preparation of stenographic transcripts if the sports arbitration panel directs or a Party makes a request. Directions or requests for stenographic transcripts must, in principle, be made by 3 days before the Hearing Date.
- (4) The costs of preparing stenographic records, when due to the directions of the sports arbitration panel, will be borne by each Party in equal amounts, and when due to a request by a Party, will be borne by the Party who made that request. However, the sports arbitration panel may change the apportionment of the burden of costs according to the circumstances.
- (5) All records and other information regarding hearings will be held in the possession and safekeeping of the Japan Sports Arbitration Agency. The same shall apply to information acquired by the Japan Anti-Doping Agency.

Article 45 Interpreting and Translation

- The Japan Sports Arbitration Agency will arrange for interpreting and translation if the sports arbitration panel directs or a Party makes a request. Directions or requests for interpreting must, in principle, be made by 3 days before the Hearing Date.
- (2) The Japan Sports Arbitration Agency will verify the identity of interpreters and translators.
- (3) The costs of interpreting and translation, when due to the directions of the sports arbitration panel, will be

- 4 第2項の規定による日本アンチ・ドーピング機構の主張等については、第16条から第22条までの 規定を準用する。
- 第42条 (同一手続による複数の仲裁申立ての審理)
- 1 日本スポーツ仲裁機構は、複数の仲裁申立てであって、その請求の趣旨が相互に関連するものに ついて、必要があると認めるときは、これを一つの手続に併合することができる。
- 2 前項の規定により、複数の仲裁申立てが同一の手続によるものとされた場合には、仲裁人の選定 については、前条第3項の規定を準用する。

第43条 (手続の非公開・仲裁判断の公開・守秘義務)

- 1 仲裁手続及びその記録は、非公開とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、審問は、当事者全員が公開で行われることに合意する場合には、これ を公開する。
- 3 日本スポーツ仲裁機構は、仲裁判断を適当な方法により公開する。ただし、特段の事情がある場合には、その一部又は全部の公表を差し控えるものとする。
- 4 前項に規定する範囲を除き、仲裁人、当事者、その代理人及び補佐人、並びにオブザーバー、日本アンチ・ドーピング機構及び日本スポーツ仲裁機構の関係者は、仲裁事案を通じて入手した秘密を他に漏らしてはならない。

第44条 (審問録取・審問調書・速記録作成及びそれら費用の負担)

- 1 日本スポーツ仲裁機構は、審問を録音し又は録画することができる。
- 2 日本スポーツ仲裁機構は、スポーツ仲裁パネルの指示があるときは、審問調書を作成する。審問 調書には、日時、場所、出席者の氏名及び審問事項の概要を記載する。
- 3 日本スポーツ仲裁機構は、スポーツ仲裁パネルの指示又は当事者の要請があるときは、速記録作成の手配をする。速記録作成の指示又は要請は、原則として速記を必要とする審問期日の3日前までにしなければならない。
- 4 速記録作成の費用は、スポーツ仲裁パネルの指示によるときは、各当事者が等額を負担し、当事 者の要請によるときは、その要請を行った当事者が負担する。ただし、スポーツ仲裁パネルは、事 情により、その負担割合を変更することができる。
- 5 審問に関するすべての記録その他の情報は、日本スポーツ仲裁機構が所持し保管する。日本アン チ・ドーピング機構が入手した情報についても同様とする。

第45条 (通訳・翻訳)

- 1 日本スポーツ仲裁機構は、スポーツ仲裁パネルの指示又は当事者の要請があるときは、通訳及び 翻訳の手配をする。通訳の指示又は要請は、原則として、通訳を必要とする日の3日前までにしな ければならない。
- 2 スポーツ仲裁パネルは、通訳者及び翻訳者の身元を確認するものとする。
- 3 通訳及び翻訳の費用は、スポーツ仲裁パネルの指示によるときは、各当事者が等額を負担し、当

borne by each Party in equal amounts, and when due to a request by a Party, will be borne by the Party who made that request. However, the sports arbitration panel may change the apportionment of the burden of costs according to the circumstances.

Article 46 Conclusion and Resumption of Hearings

- (1) Sports arbitration panels may decide to conclude hearings when the panel finds that the proceedings are ready for an arbitral award, or that it is not possible to continue the proceedings and they should be discontinued. When this decision is made on a day other than a Hearing Date, an appropriate period of notice must be given.
- (2) When sports arbitration panels have concluded hearings that the panel has found should be discontinued, the panel must announce the close of the proceedings. The provisions on arbitral awards will apply in this event, with the necessary changes.
- (3) Sports arbitration panels may, when the panel finds that it is necessary, resume hearings. Sports arbitration panels that have decided to resume a hearing must promptly notify the Parties in writing to that effect, together with the reasons for the resumption.
- (4) The resumption of hearings shall not, in principle, take place later than the date on which 1 week has passed after the decision to conclude the hearing.

Article 47 Forfeiting of Right to Object

Where a Party knew or could have known of a violation of the arbitral proceedings, and has failed to object without delay, the Party will lose the right to object. However, this will not apply to rights that cannot be forfeited.

Section 4 Arbitral Awards

Article 48 Timing of Arbitral Awards

- (1) Sports arbitration panels must, if the panel has found that the proceedings are ready for an arbitral award and has concluded hearings, in principle, hand down the arbitral award within 2 weeks after that date. Arbitral awards shall, in principle, be handed down within 3 months after the date of the decision by the Japan Anti-Doping Disciplinary Panel.
- (2) The sports arbitration panel must notify the Parties, when concluding hearings under the preceding paragraph, of the timing of the handing down of the arbitral award.

Article 49 Standards for Arbitral Awards

- (1) Sports arbitration panels shall make arbitral awards in compliance with the *Japan Anti-Doping Code*, rules from the realm of sport including the rules of sports bodies, and general legal principles, in addition to the applicable law.
- (2) Factual findings concerning violations of the *Japan Anti-Doping Code* must be based on evidence obtained by reliable means, including confessions. Sports arbitration panels may accept evidence the panel regards as fitting, including hearsay evidence (including deciding, at the panel's discretion, whether or not to accept telephone testimony, or written statements or expressions of opinion sent by facsimile, email or other means) and use this evidence as the basis of findings of fact.

Article 50 Arbitral Awards

(1) Sports arbitration panels must state the following matters in arbitral awards, which must be signed by the

事者の要請によるときは、その要請を行った当事者が負担する。ただし、スポーツ仲裁パネルは、 事情により、その負担割合を変更することができる。

第46条 (審理終結・再開)

- スポーツ仲裁パネルは、手続が仲裁判断に熟すると認めるとき、又は手続の続行が不可能である として打切るべきものと認めるときは、審理の終結を決定することができる。審問期日外において この決定をするときは、適当な予告期間をおかなければならない。
- 2 スポーツ仲裁パネルは、手続を打切るべきものと認めて審理を終結したときは、手続終了を宣言 しなければならない。この場合は仲裁判断に関する規定を準用する。
- 3 スポーツ仲裁パネルは、必要があると認めるときは、審理を再開することができる。スポーツ仲 裁パネルは、審理の再開を決定したときは、速やかに文書によりその旨を再開の理由とともに当事 者に通知しなければならない。
- 4 審理の再開は、原則として審理終結の決定の日から1週間を経過する日以後には行わないものと する。

第47条 (責問権の放棄)

当事者が仲裁手続に関する違背を知り又は知ることができた場合において、遅滞なく異議を述べない ときは、これを述べる権利を失う。ただし、放棄することができないものはこの限りでない。

第4節 仲裁判断

第48条 (仲裁判断の時期)

- スポーツ仲裁パネルは、手続が仲裁判断に熟すると認めて審理を終結したときは、原則として、 その日から2週間以内に仲裁判断をしなければならない。仲裁判断は、原則として、日本ドーピン グ防止規律パネルの決定の日から3ヶ月以内にするものとする。
- 2 スポーツ仲裁パネルは、前項の審理終結にあたり、仲裁判断をする時期を当事者に知らせなけれ ばならない。

第49条 (仲裁判断の基準)

- 1 スポーツ仲裁パネルは、適用されるべき法のほか、日本ドーピング防止規程、競技団体の規則その他のスポーツ界のルール及び法の一般原則に従って仲裁判断をするものとする。
- 2 日本ドーピング防止規程の違反に関する事実は、自白を含む信頼性のある手段による証明に基づいて認定されなければならない。スポーツ仲裁パネルは、伝聞証拠を含む適合すると考えられる証拠を認め(自由裁量により、電話による証言、又はファックス、Eメール若しくはその他の手段により送付された陳述書若しくは意見提示を承認するか否かを決定することを含む。)、事実認定の根拠として用いることができる。

第50条 (仲裁判断)

1 スポーツ仲裁パネルは、仲裁判断に、次の事項を記載し、仲裁人が署名をしなければならない。

arbitrators:

- (i) The names or titles and addresses of the Parties;
- (ii) Where there are representatives, their names and addresses;
- (iii) The text of the award;
- (iv) The course of the proceedings;
- (v) The reasons for the award;
- (vi) The place of arbitration;
- (vii) The date of the award.
- (2) Sports arbitration panels must, where there are minority or dissenting opinions, state these in the arbitral award.
- (3) Sports arbitration panels must state in the text of arbitral awards the total amount of costs, including the necessary costs of the proceedings and the apportionment of the burden of costs between the Parties, as well as, if there is a Party for whom the amount of the burden calculated in this way exceeds the amount already paid to the Japan Sports Arbitration Agency, an order to the effect that the Party is to pay that difference. It is not necessary to state reasons for the awarding of costs.
- (4) Sports arbitration panels may, giving consideration to the circumstances of the case and the result of the arbitral award, order that the respondent is to pay some or all of the costs borne by the claimant.
- (5) Where there are 3 arbitrators, if an arbitrator does not sign the arbitral award, the reasons must be appended to the arbitral award.
- (6) Sports arbitration panels must lodge the original arbitral award with the Japan Sports Arbitration Agency. The Japan Sports Arbitration Agency shall keep the original arbitral award from the date of its preparation until the day on which 10 years has passed.
- (7) The Japan Sports Arbitration Agency may correct arbitral awards if the Japan Sports Arbitration Agency judges that there is a clear omission or error in the arbitral award.

Article 51 Sending of Arbitral Awards and Payment of Arbitrators' Remuneration

- (1) The Japan Sports Arbitration Agency must promptly hand deliver or send original arbitral awards to the Parties by means permitting proof of receipt.
- (2) The sending of the arbitral award in the preceding paragraph will be carried out after the full amount of the necessary costs of the proceedings etc. is paid to the Japan Sports Arbitration Agency.
- (3) The Japan Sports Arbitration Agency shall pay the arbitrators' remuneration under the *Rules on Sports Arbitrators Remuneration* to the arbitrators promptly after the completion of the hand delivery or sending of the arbitral award.
- (4) The Japan Sports Arbitration Agency shall also send the arbitral award to the Japan Anti-Doping Agency.

Article 52 Interim Awards

Sports arbitration panels may hand down interim awards if a sports arbitration panel finds it appropriate to rule on a dispute that has arisen during arbitral proceedings. In this event, the provisions of Articles 50(1) and 51(1) will apply, with the necessary changes.

Article 53 Effectiveness of Arbitral Awards

Arbitral awards are final in nature and bind the Parties. However, this does not apply to cases where it is possible to petition the Court of Arbitration for Sport ("CAS") in compliance with the *Japan Anti-Doping Code*, until the

- (1) 当事者双方の氏名又は名称及び住所
- (2) 代理人がある場合は、その氏名及び住所
- (3) 主文
- (4) 手続の経過
- (5) 判断の理由
- (6) 仲裁地
- (7) 判断の年月日
- 2 スポーツ仲裁パネルは、仲裁判断につき、少数意見又は反対意見が存在する場合においては、そ れらを仲裁判断に記載しなければならない。
- 3 スポーツ仲裁パネルは、仲裁判断の主文において、手続に必要な費用などについて、それらの合 計額とその当事者間の負担割合を記載し、さらに、これにより算出される負担額がすでにその者が 日本スポーツ仲裁機構に納付した金額を超える当事者があるときは、その差額を相手方に支払うべ き旨の命令を記載しなければならない。この判断については理由の記載は要しない。
- 4 スポーツ仲裁パネルは、事案の状況及び仲裁判断の結果を考慮して、申立人が負担した費用の全 部又は一部を被申立人が支払うべきことを命ずることができる。
- 5 仲裁人の数が3人の場合において、仲裁判断に署名をしない仲裁人があるときは、仲裁判断にその理由を付記しなければならない。
- 6 スポーツ仲裁パネルは、仲裁判断の原本を日本スポーツ仲裁機構に預け置かなければならない。 日本スポーツ仲裁機構は当該仲裁判断原本をその作成日から10年を経過する日まで保管するものと する。
- 7 日本スポーツ仲裁機構は、仲裁判断に明らかな書き損じ又は違算があると判断するときには、これを訂正することができる。
- 第51条 (仲裁判断の送付と仲裁人への報償金の支払い)
- 1 日本スポーツ仲裁機構は、受領者の受領が証明できる方法によって、速やかに仲裁判断の正本を 当事者に手交又は送付しなければならない。
- 2 前項の送付は、手続に必要な費用などの全額が日本スポーツ仲裁機構に納付された後に行う。
- 3 日本スポーツ仲裁機構は、仲裁判断の正本の手交又は送付の完了後速やかに、スポーツ仲裁人報 償金規程に基づく仲裁人報償金を仲裁人に支払うものとする。
- 4 日本スポーツ仲裁機構は、日本アンチ・ドーピング機構にも仲裁判断を送付するものとする。

第52条 (中間判断)

スポーツ仲裁パネルは、仲裁手続中に生じた争いにつき相当と認めるときは、これを裁定する中間判断をすることができる。この場合は、第50条第1項及び第51条第1項の規定を準用する。

第53条 (仲裁判断の効力)

仲裁判断は最終的なものであり、当事者双方を拘束する。ただし、日本ドーピング防止規程に従い、 スポーツ仲裁裁判所(Court of Arbitration for Sport)へ申立てを行うことができる事案について、ス period during which it is possible to petition the CAS has passed, or in the event that a petition has actually been made to the CAS.

Chapter III Temporary Measures

Article 54 Temporary Measures

- (1) Sports arbitration panels may, at the request of the claimant, order temporary measures when the panel finds it is particularly necessary for the purpose of arbitration.
- (2) Sports arbitration panels must provide an opportunity to hear the opinion of the respondent before ordering temporary measures. However, panels may order temporary measures without hearing the opinion of the respondent, in urgent cases. In this event, the panel may provide an opportunity to hear the opinion of the respondent at a later date and retract or amend the order for temporary measures already made.
- (3) Sports arbitration panels may, where the order in the preceding paragraph is issued, when the panel finds it necessary, order the claimant to provide appropriate security or take other suitable measures.

Chapter IV Emergency Arbitral Proceedings

Article 55 Emergency Arbitral Proceedings

- (1) Proceedings held in regard to sports competitions will be by means of emergency arbitral proceedings.
- (2) In addition to what is provided in the preceding paragraph, emergency arbitral proceedings will be used when the Japan Sports Arbitration Agency judges, in light of the urgency of the situation or the nature of the case, that it is necessary to resolve the dispute with extreme speed.
- (3) The Japan Sports Arbitration Agency and the sports arbitration panel must, in particular in emergency arbitral proceedings, endeavor to progress the proceedings speedily. However, there may be no loss of procedural fairness.
- (4) There will be a single arbitrator in emergency arbitral proceedings, and the Japan Sports Arbitration Agency will select that arbitrator, irrespective of the provisions of Article 24. However, the Japan Sports Arbitration Agency may, if the Agency finds that there are special circumstances, decide to have 3 arbitrators and select those 3 arbitrators, while referring to the opinions of the Parties as necessary.
- (5) The respondent must, in emergency arbitral proceedings, submit a Defense as soon as possible in compliance with the directions of the sports arbitration panel, irrespective of the provisions of Article 19(1). Sports arbitration panels shall decide the submission deadline considering fairness as between the Parties and the propriety and speed of the proceedings.
- (6) Sports arbitration panels must, in emergency arbitral proceedings, hand down arbitral awards promptly, at the earliest possible opportunity, irrespective of the provisions of Article 48.
- (7) Sports arbitration panels may, in emergency arbitral proceedings, hand down oral arbitral award and prepare an arbitral award signed by the arbitrators subsequently, within a reasonable period, irrespective of the provisions of Article 50
- (8) Each of the provisions of these rules applies to emergency arbitral proceedings, with the addition of the modifications in this article.

ポーツ仲裁裁判所への申立てが可能な期間が経過するまで、又は実際にそこへの申立てがされた場合は この限りではない。

第3章 仮の措置

第54条 (仮の措置)

- 1 スポーツ仲裁パネルは、申立人の申立てにより、仲裁のために特に必要があると認めるときは、 仮の措置を命ずることができる。
- 2 スポーツ仲裁パネルは、仮の措置を命ずる前に被申立人の意見を聴く機会を設けなければならない。ただし緊急の場合には、被申立人の意見を聴かないで仮の措置を命ずることができる。この場合においては、後日、被申立人の意見を聴く機会を設け、既に命じた仮の措置の撤回又は変更をすることができる。
- 3 前項の命令を発する場合において、スポーツ仲裁パネルは、必要と認めるときは、相当な担保の 提供その他適当な措置を申立人に対して命ずることができる。

第4章 緊急仲裁手続

第55条 (緊急仲裁手続)

- 1 競技大会に関して開催される手続については、緊急仲裁手続による。
- 2 前項に定めるほか、日本スポーツ仲裁機構が事態の緊急性又は事案の性質に鑑み極めて迅速に紛 争を解決する必要があると判断したときには、緊急仲裁手続による。
- 3 緊急仲裁手続においては、日本スポーツ仲裁機構及びスポーツ仲裁パネルは、特に、迅速な手続 の進行に努めなければならない。ただし、手続の公正さを損なうことがあってはならない。
- 4 緊急仲裁手続においては、第24条の規定にかかわらず、仲裁人は1名とし、日本スポーツ仲裁機構がこれを選任する。ただし、日本スポーツ仲裁機構が、特段の事情があると認めるときは、仲裁人を3名とし、必要に応じて当事者の意見を参考にしつつ、その3名を選任することができる。
- 5 緊急仲裁手続においては、被申立人は、第19条第1項の規定にかかわらず、スポーツ仲裁パネル の指示に従い、答弁書をできる限り速かに提出しなければならない。スポーツ仲裁パネルは、当事 者間の公平、手続の適正・迅速を考慮し提出期限を決定するものとする。
- 6 緊急仲裁手続においては、第48条の規定にかかわらず、スポーツ仲裁パネルは、可及的速やかに 仲裁判断をしなければならない。
- 7 緊急仲裁手続においては、第50条の規定にかかわらず、スポーツ仲裁パネルは口頭で仲裁判断を し、その後相当な期間内に仲裁人が署名した仲裁判断を作成することができる。
- 8 緊急仲裁手続には、本条に定める修正を加えた上で、この規則の各規定を適用する。

Chapter V Costs and Arbitrators' Remuneration

Article 56 Duty to Pay Fees and other Charges

- (1) Claimants (including persons who join the proceedings of their own motion) will not be required to bear any of the costs of proceedings or arbitrators' remuneration whatsoever, except for the request fee and amounts it is specially prescribed for claimants to bear.
- (2) The request fees shall be governed by the separately prescribed *Rules on Sports Arbitration Fees*.
- (3) Parties will be jointly and severally liable for the payment of fees, except for the request fees to the Japan Sports Arbitration Agency, including the fees prescribed by the *Rules on Sports Arbitration Fees for Doping Disputes* and the necessary costs of the proceedings.
- (4) Disputes between the Japan Sports Arbitration Agency and the Parties concerning the payment in the preceding paragraph shall abide by the judgment of the sports arbitration panel for the dispute between the Parties.

Article 57 Burden of Fees and Costs

Parties will bear the necessary costs of the proceedings under the provisions of Article 27(1) and (2), Article 38 and Article 44(4) (including where applied with the necessary changes under the provisions of Article 45(3) and (4)), and in addition, will bear the costs in compliance with the proportions prescribed by the sports arbitration panel.

Article 58 Arbitrators' Remuneration

Arbitrators' remuneration will be governed by the separately prescribed *Rules on Sports Arbitrator's Remuneration for Anti-Doping Disputes*.

Article 59 Payments to Japan Sports Arbitration Agency

- (1) Parties must, in order for payments to be appropriated to the necessary costs of proceedings etc., pay the Japan Sports Arbitration Agency the amount prescribed by the sports arbitration panel, by the method prescribed by the sports arbitration panel, within the period prescribed by the sports arbitration panel.
- (2) Sports arbitration panels may, if a Party does not make the payment in the preceding paragraph, suspend or close arbitral proceedings. However, this shall not apply when another Party has also paid that portion.
- (3) Where arbitral proceedings have closed, if the total amount paid under the provisions of Paragraph 1 exceeds the total amount of fees etc. the sports arbitration panel has prescribed under the provisions of Article 50(3), the Japan Sports Arbitration Agency must refund the difference to the Parties.

Article 60 Advance Payments to Japan Sports Arbitration Agency and Payment Adjustments

- (1) The Japan Sports Arbitration Agency may, in preparation for where necessary costs of proceedings will be collected from the respondent under an arbitral award prescribed in Article 50(3), have the respondent pay the appropriate amount in advance, having obtained the consent of the sports arbitration panel.
- (2) The Japan Sports Arbitration Agency must, where the amount a respondent is ordered to pay the Japan Sports Arbitration Agency under an arbitral award prescribed in Article 50(3) exceeds the advance payment in the preceding paragraph, invoice the respondent for the difference, and where the amount is less than the advance payment, must refund the difference to the respondent.

第5章 手続費用及び仲裁人報償金

第56条 (料金等の納付義務)

- 1 申立人(自己の発意による参加人を含む。)は、申立料金及び特に定める自己負担金を除き、手 続費用も仲裁人報償金も一切負担することを要しない。
- 2 申立料金については別に定める「ドーピング紛争に関するスポーツ仲裁料金規程」によることと する。
- 3 当事者は、申立料金を除き、ドーピング紛争に関するスポーツ仲裁料金規程に定める料金、手続 に必要な費用などの日本スポーツ仲裁機構に対する納付について、連帯して責任を負う。
- 4 前項の納付をめぐる日本スポーツ仲裁機構と当事者の間の紛争については、当事者間の紛争についてのスポーツ仲裁パネルの判断に従う。

第57条 (料金及び費用の負担)

当事者は、手続に必要な費用を、第27条第1項及び第2項、第38条並びに第44条第4項(第45条第3項及 び第4項の規定により準用する場合を含む)の規定により負担するほか、スポーツ仲裁パネルが仲裁判 断において定める割合に従って負担する。

第58条 (仲裁人報償金)

仲裁人報償金については、別に定める「ドーピング紛争に関するスポーツ仲裁人報償金規程」による。

第59条 (日本スポーツ仲裁機構に対する納付)

- 1 当事者は、手続に必要な費用などに充当するため、スポーツ仲裁パネルの定める金額をその定め る方法に従い、その定める期間内に日本スポーツ仲裁機構に納付しなければならない。
- 2 当事者が前項の納付をしないときは、スポーツ仲裁パネルは仲裁手続を停止し又は終了すること ができる。ただし、他方の当事者がその分についても納付したときは、この限りでない。
- 3 仲裁手続が終了した場合において、第1項の規定により納付された金額の合計額が、第50条第3項の規定によりスポーツ仲裁パネルが定めた料金等の合計額を超えるときは、日本スポーツ仲裁機構は、その差額を当事者に返還しなければならない。

第60条 (日本スポーツ仲裁機構に対する予納とその精算)

- 1 日本スポーツ仲裁機構は、第50条第3項に定める仲裁判断により手続に必要な費用などを被申立 人から取り立てることになる場合に備えて、スポーツ仲裁パネルの許可を得て、被申立人に対して しかるべき金額を予納させることができる。
- 2 第50条第3項に定める仲裁判断により被申立人が日本スポーツ仲裁機構に対して支払うべき旨命 じられる金額が、前項の予納金額を超える場合には、日本スポーツ仲裁機構はその差額を被申立人 に請求し、前項の予納金額を下回る場合には、日本スポーツ仲裁機構はその差額を被申立人に返還 しなければならない。

Supplementary Provisions 1

- (1) These rules will come into force retrospectively from July 1, 2007.
- (2) Where Parties submit a case to arbitration under these rules, proceedings will be carried out under these rules, even if the dispute arose before these rules came into force.
- (3) The official text of these rules shall be in Japanese.

Supplementary Provision 2

These rules will come into force retrospectively from April 1, 2009.

Supplementary Provision 3

These rules will come into force retrospectively from April 1, 2010.

附則

- 1 この規則は、2007年7月1日に遡って施行する。
- 2 この規則施行前に生じた紛争であっても、当事者がこの規則による仲裁に事案を付託する場合に は、この規則による手続を行うものとする。
- 3 この規則は日本語をもって正文とする。

附則 2

この規則は、2009年4月1日に遡って施行する。

附則 3

この規則は、2010年4月1日に施行する。

Rules on Sports Arbitration Fees for Doping Disputes

Article 1 Purpose

The purpose of these rules is to prescribe the request fees to be paid by claimants when making a Request for arbitration under the Japan Sports Arbitration Agency's *Sports Arbitration Rules for Doping Disputes*.

Article 2 Definitions

- (1) "Request Fees" means the fees paid by claimants to the Japan Sports Arbitration Agency when making a Request for arbitration.
- (2) "Request Fees" will not be appropriated against the various costs expended by claimants and respondents under the *Sports Arbitration Rules for Doping Disputes* or the necessary costs of proceedings prescribed by sports arbitration panels in arbitral awards.

Article 3 Request Fees

The Request Fees to be paid by claimants when making a Request for arbitration shall be 50,000 yen.

Article 4 Withdrawal of Requests for Arbitration and Request Fees

The Japan Sports Arbitration Agency will refund the entire amount of the Request Fees where a claimant has withdrawn a Request for arbitration within 10 days of the commencement of arbitration proceedings, and when no arbitrators have been selected.

Article 5 Payment Method

Payments of monies to the Japan Sports Arbitration Agency shall be made solely by bank transfer to the bank account designated by the Agency.

Supplementary Provision

These rules will come into effect retrospectively from July 1, 2007.

ドーピング紛争に関するスポーツ仲裁料金規程

第1条 (目的)

この規程は、日本スポーツ仲裁機構のドーピング紛争に関するスポーツ仲裁規則に基づき仲裁を申立 てるにあたって、申立人が納付すべき申立料金を定めることを目的とする。

第2条 (定義)

- 1 「申立料金」とは、仲裁を申立てるにあたって、申立人が日本スポーツ仲裁機構に対して支払う ものである。
- 2 「申立料金」は、申立人及び被申立人がドーピング紛争に関するスポーツ仲裁規則に基づき出捐 する各費用、及びスポーツ仲裁パネルが仲裁判断において定める手続に必要な費用には充当されな い。

第3条 (申立料金)

申立人が仲裁の申立てにあたって納付すべき申立料金は50,000円とする。

第4条 (仲裁申立ての取下げと申立料金)

申立人が、仲裁手続開始後10日以内で、かつ、仲裁人が一人も選任されていないときに仲裁申立てを 取下げた場合には、日本スポーツ仲裁機構は、申立料金の全額を返還する。

第5条 (納付先)

日本スポーツ仲裁機構に対する金員の支払いについては、同機構の指定する銀行口座への振込みにより行うものとする。

附則

この規則は、2007年7月1日に遡って施行する。

Rules on Sports Arbitrators' Remuneration for Doping Disputes

Article 1 Application

These rules apply to arbitrators' remuneration, etc., for arbitrations under the Japan Sports Arbitration Agency's *Sports Arbitration Rules for Doping Disputes*.

Article 2 Arbitrator' Remuneration

The Japan Sports Arbitration Agency will decide the remuneration for each arbitrator under these rules, giving consideration to circumstances including the difficulty of the case, the speed of the hearing, the circumstances of each arbitrator and the functions of the third arbitrator, with the basic amount of remuneration being 50,000 yen and the maximum remuneration100,000 yen.

Article 3 Reduction of Arbitrators' Remuneration

The Japan Sports Arbitration Agency may reduce the amount of arbitrators' remuneration, giving consideration to the circumstances where an arbitrator has resigned during arbitral proceedings or ceased to be an arbitrator for other reasons.

Article 4 Payment of Arbitrators' Remuneration

- (1) The Japan Sports Arbitration Agency will pay the arbitrators' remuneration without delay where arbitrators have handed down an arbitral award or the Request for arbitration has been withdrawn.
- (2) The Japan Sports Arbitration Agency will pay the arbitrators' remuneration for an arbitrator without delay when the arbitrator has ceased to be an arbitrator due to resignation or other reasons.

Article 5 Arbitrators' Costs

- (1) Arbitrators may, to the extent necessary for the performance of arbitral proceedings, receive payment from the Japan Sports Arbitration Agency of travel, accommodation, meals and other out-of-pocket costs as the "necessary costs of proceedings" provided for in Article 57 of the *Sports Arbitration Rules for Doping Disputes*.
- (2) Travel costs will include airfares, train fares and taxi fares.
- (3) The costs in Paragraph 1 will be paid by the Japan Sports Arbitration Agency when arbitrators have submitted evidentiary materials to the Japan Sports Arbitration Agency.

Article 6 Payment Method

Payments of monies by the Japan Sports Arbitration Agency prescribed by these rules shall be made promptly after the close of arbitral proceedings by bank transfer to the bank account designated by the arbitrator.

Supplementary Provision

These rules will come into effect retrospectively from July 1, 2007.

ドーピング紛争に関するスポーツ仲裁人報償金規程

第1条 (この規程の適用)

この規程は、日本スポーツ仲裁機構のドーピング紛争に関するスポーツ仲裁規則に基づく仲裁におけ る仲裁人報償金等に適用される。

第2条 (仲裁人報償金)

仲裁人報償金は、50,000円を基本額とし、100,000円を上限とし、事件の難易、審理の迅速性、各仲裁 人の事情、第三仲裁人の機能その他の事情を考慮し、この規程に基づき各仲裁人ごとに日本スポーツ仲 裁機構が決定する。

第3条 (仲裁人報償金の減額)

仲裁人が仲裁手続中に辞任その他の理由により仲裁人でなくなった場合は、日本スポーツ仲裁機構は、 その事情を考慮して仲裁人報償金を減額することができる。

第4条 (仲裁人報償金の支払い)

- 1 日本スポーツ仲裁機構は、仲裁人が仲裁判断をした場合又は申立てが取り下げられた場合は、遅 滞なく、仲裁人報償金を支払う。
- 2 日本スポーツ仲裁機構は、仲裁人が辞任その他の理由により仲裁人でなくなった場合は、遅滞な くその仲裁人に関する仲裁人報償金を支払う。

第5条 (仲裁人費用)

- 1 仲裁人は、仲裁手続の遂行に必要な範囲内で、交通費、宿泊費、食事代その他の実費を、ドーピング紛争に関するスポーツ仲裁規則第57条に規定する「手続に必要な費用」として日本スポーツ仲裁機構から支払いを受けることができる。
- 2 交通費には、航空運賃、電車賃、及びタクシー代が含まれる。
- 3 第1項の費用は、仲裁人から日本スポーツ仲裁機構に対して証明書類の提出があったときに日本 スポーツ仲裁機構から支払われる。

第6条 (支払方法)

この規程に定める金員の支払いは、仲裁手続終了後、速やかに日本スポーツ仲裁機構から仲裁人の指定する銀行口座への振込みにより行うものとする。

附則

この規則は、2007年7月1日に遡って施行する。

Japan Sports Arbitration Agency Office Rules for Sports Arbitration of Doping Disputes

Article 1 Purpose

The purpose of these rules is to prescribe the necessary matters concerning sports arbitration of doping disputes carried out by the Japan Sports Arbitration Agency prescribed by Article 11 of the Japan Sports Arbitration Agency's *Sports Arbitration Rules for Doping Disputes* (hereinafter, the "*Rules*").

Article 2 Office Hours

- (1) The office hours for the Japan Sports Arbitration Agency for sports arbitration of doping disputes shall, in principle, be from 14:00 to 17:00 on weekdays (Monday to Friday) and the office will be closed on Saturday, Sunday and public holidays. However, the following will be special holiday periods:
 - (i) Summer holidays (13 August through 17 August);
 - (ii) Winter holidays (28 December through 4 January).
- (2) Notwithstanding the provisions of the preceding paragraph, where it is particularly necessary for the administration of sports arbitration for doping disputes, the office will open even on the days on which the office is closed and holidays prescribed in the preceding paragraph, according to the judgment of the secretary-general.

Article 3 Office Location

- The business of the Japan Sports Arbitration Agency will be carried out at the location of the Japan Sports Arbitration Agency office in the National Yoyogi Stadium Building, 2-1-2 Jinnan, Shibuya-ku Tokyo, Tel: +81-3-5465-1415 Fax: +81-3-3466-0741 Email: <u>info@jsaa.jp</u>.
- (2) Notwithstanding the provisions of the preceding paragraph, where it is particularly necessary for the administration of sports arbitration for doping disputes, business will be carried out at locations other than the office location prescribed in the preceding paragraph, according to the judgment of the secretary-general.

Supplementary Provision

These rules will come into effect retrospectively from July 1, 2007.

Supplementary Provision 2

These rules will come into effect retrospectively from July 1, 2009.

ドーピング紛争に関するスポーツ仲裁における日本スポーツ仲裁機構の事務体制規程

第1条 (目的)

この規程は、日本スポーツ仲裁機構のドーピング紛争に関するスポーツ仲裁規則(以下、「規則」という。)第11条に定める日本スポーツ仲裁機構によるドーピング紛争に関するスポーツ仲裁に関する事務に関して必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 (業務時間)

- ドーピング紛争に関するスポーツ仲裁に関する日本スポーツ仲裁機構の業務時間は、原則として、
 平日(月曜日から金曜日)の14:00から17:00とし、土曜日、日曜日及び祝日は休業日とする。ただし、
 次の期間は特別に休業する。
 - (1) 夏季休業日(8月13日から17日)
 - (2) 冬季休業日(12月28日から1月4日)
- 2 前項の規定にかかわらず、ドーピングのためのスポーツ仲裁の事務のため特に必要がある場合に は、事務局長の判断により、前項に定める休業時間・休業日であっても業務を行う。

第3条 (業務の場所)

- 日本スポーツ仲裁機構の業務は、その事務局の所在地(東京都渋谷区神南2丁目1番1号国立代々 木競技場内/電話03-5465-1415/FAX03-3466-0741/電子メールinfo@jsaa.jp)において行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、ドーピング紛争に関するスポーツ仲裁の事務のため特に必要がある場合には、事務局長の判断により、前項に定める業務場所とは異なる場所においても業務を行う。

附則

この規程は、2007年7月1日に遡って施行する。

附則2

この規程は、2009年4月1日に遡って施行する。